

上砂川町子ども・子育て支援事業計画

第2期（令和2年度～6年度）

【素案】

令和2年3月

上砂川町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 めざす姿	2
4 計画期間	2
5 計画の対象	3
6 計画の策定体制	3
第2章 子育てを取り巻く現状	4
1 統計データからみた現状	4
2 教育・保育及び子育て支援事業の実施状況	13
3 アンケート調査結果からみた現状	14
4 課題の整理	14
第3章 子ども・子育て支援制度に基づく事業計画	26
1 児童人口の推計	26
2 教育・保育提供区域の設定について	26
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	27
4 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	29
5 教育・保育の推進に関する体制の確保等について	42
第4章 子育ての分野別施策の推進	44
1 子育て家庭への支援	44
2 子どもの安全と安心の確保	50
3 子育て家庭の健康づくり	53
4 子育て・子育ち支援の推進	58
第5章 子どもの未来応援事業（子どもの貧困対策）	63
1 子どもの貧困対策について	63
2 子どもの貧困の状況	63

3 本町の状況	64
4 本町の子どもの未来応援事業（子どもの貧困対策）	67
第6章 計画の推進に向けて	71
1 計画の推進体制	71
2 計画の推進	71
3 計画の点検評価	71
参考資料	72
1 上砂川町子ども・子育て支援事業計画策定の経過	72
2 子育て支援ネットワーク会議委員名簿及び要綱	72

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化が進むとともに、総人口についても減少が続いている。また、核家族化の進行や、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されています。

こうした中、国は、少子化対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な施策を推進してきましたが、少子化の進行に歯止めがかかることはなく、都市部における待機児童の深刻化、子育ての孤立感・負担感の増加など、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

上砂川町では、子ども・子育て関連3法に基づき平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」の給付・事業を計画的に実施するため、「上砂川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期の保育・教育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域における子育て支援を展開してきました。

本計画は、令和2年3月末をもって終了することから、本町では、町民の意向やニーズを次期計画に反映するため、子育て支援に関するアンケート調査を実施するとともに、本町の現状と課題を分析・整理し、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とした「第2期上砂川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■関連法制度の変遷と本町における関連計画の策定状況

平成15年度：次世代育成支援対策推進法成立

平成24年度：子ども・子育て支援法成立

平成18年度：「上砂川町次世代育成支援行動

平成27年度：子ども・子育て支援新制度施行

平成27年度：「上砂川町子ども・子育て支援事業計画」

令和2年度：第2期 上砂川町子ども・子育て支援事業計画（本計画）

2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条を策定根拠とします。

計画は、本町が今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものです。

なお、計画の策定に当たっては、「第7期上砂川町総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに障害児福祉計画等関連する各個別の計画との整合を図っています。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 めざす姿

第7期上砂川町総合計画の将来像は「ゆめと希望に満ちた輝くまちの創生」であり、本計画においては、子どもとその保護者が、「上砂川町に生まれ、町で子育てをしてよかったです」と思ってもらえるよう、子育て支援や教育環境が充実したまちづくりをめざします。

4 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕									
見直し					子ども・子育て支援事業計画〔第3期〕				

5 計画の対象

本計画の対象は、町内の子どもとその家庭、地域住民、事業主とします。「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、0歳から18歳未満までを対象とします。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者を対象としたアンケート調査による町民の意見・意向の反映に努めるとともに、町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成される「上砂川町子育て支援ネットワーク会議」で計画内容等の審議を行いました。

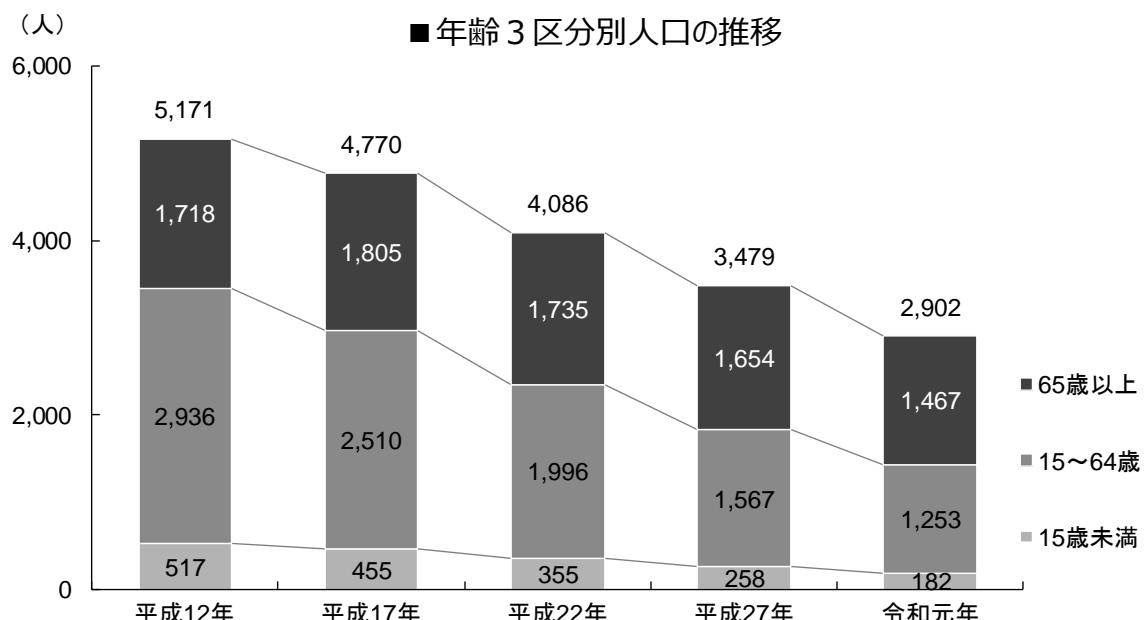
第2章 子育てを取り巻く現状

1 統計データからみた現状

(1) 人口の推移

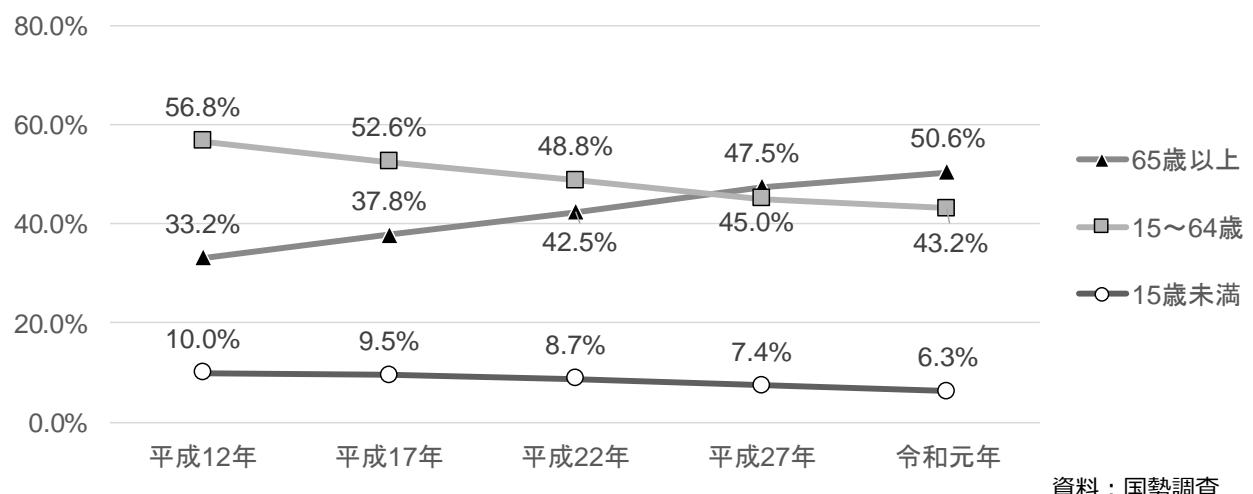
本町の総人口は減少を続け、令和元年の総人口は2,902人となり、19年前の平成12年と比較すると約44%減少しています。

総人口に占める年齢3区分別人口の割合の推移をみると、65歳以上の高齢者は50%を超え、15歳未満の年少人口は6%台に低下するなど、少子高齢化が進行しています。



資料：平成12～27年は国勢調査（10月1日現在）、令和元年は住民基本台帳人口（10月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移

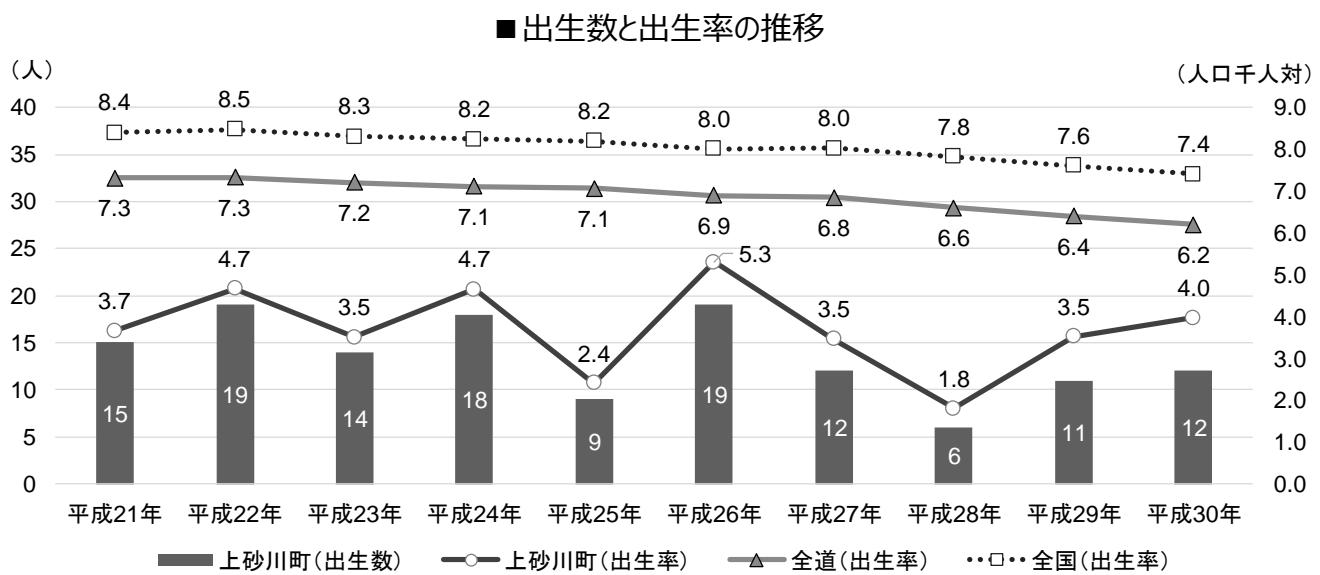


資料：国勢調査

(2) 出生数と出生率

本町の出生数については、年により増減をしていますが、平成 21 年から 30 年までの 10 年間の平均は約 14 人となります。

本町の出生率についても、年により上下していますが、全国と北海道を下回って推移しています。



注：出生率は人口千人に対する出生数の割合

資料：人口動態統計

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 19 年以降、全国・北海道・本町ともに上昇に転じています。

年 次	上砂川町	北海道	全 国
平成 10 年～14 年 (全道・全国は平成 14 年)	1.32	1.22	1.32
平成 15 年～19 年 (全道・全国は平成 19 年)	1.30	1.19	1.31
平成 20 年～24 年 (全道・全国は平成 24 年)	1.38	1.25	1.38

資料：人口動態統計

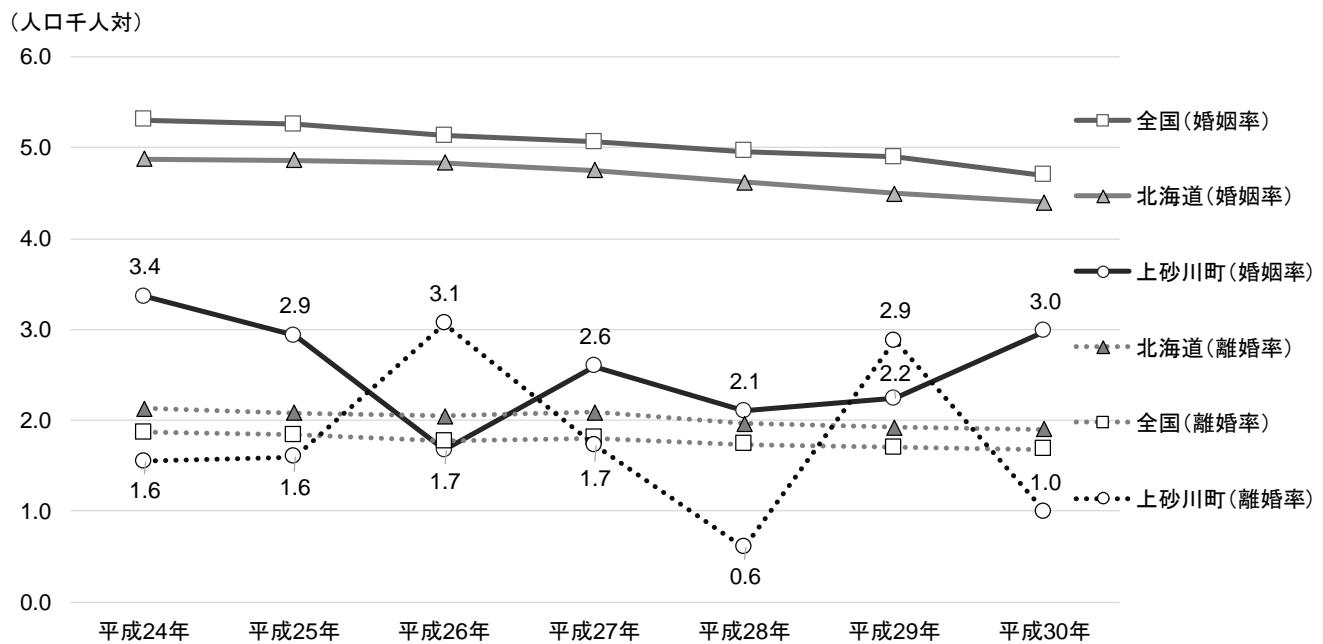
(4) 婚姻率・離婚率の状況

本町の婚姻率と離婚率については、年によって上下しながら推移しています。

婚姻率については、全国・北海道を下回って推移しています。

離婚率については、全国・北海道を下回る年が多くなっていますが、年によっては、全国・北海道を上回っています。

■ 婚姻率と離婚率の推移



注：婚姻率は人口千人に対する婚姻件数の割合

離婚率は人口千人に対する離婚件数の割合

■ 婚姻率の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
上砂川町	3.4	2.9	1.7	2.6	2.1	2.2	3.0
北海道	4.9	4.9	4.8	4.8	4.6	4.5	4.4
全国	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7

■ 離婚率の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
上砂川町	1.6	1.6	3.1	1.7	0.6	2.9	1.0
北海道	2.1	2.1	2.0	2.1	2.0	1.9	1.9
全国	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7

資料：人口動態統計

(5) 未婚率の状況

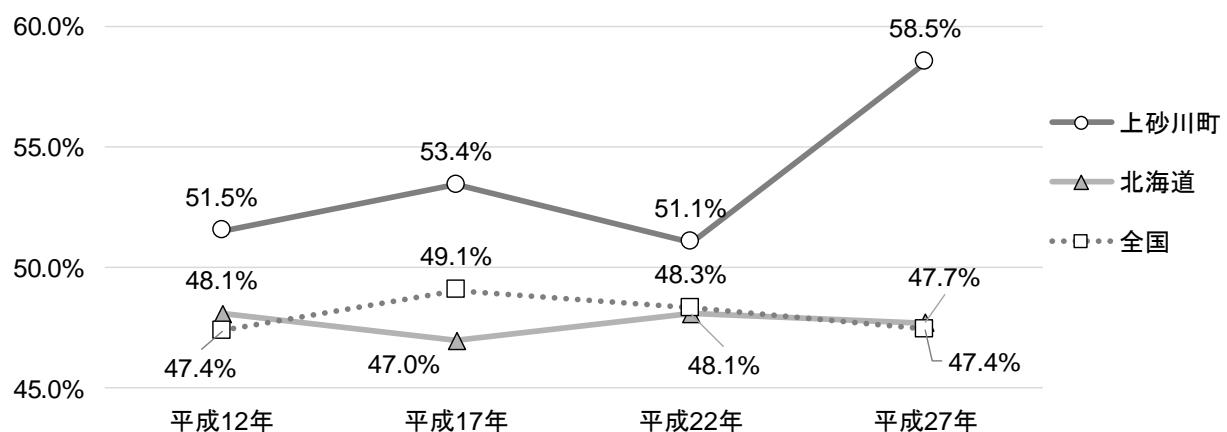
本町の25歳から39歳までの未婚率について、男性は、全国、北海道を上回って推移しています。

女性は、平成22年までは全国、北海道を下回っていましたが、平成27年は全国、北海道を上回っています。

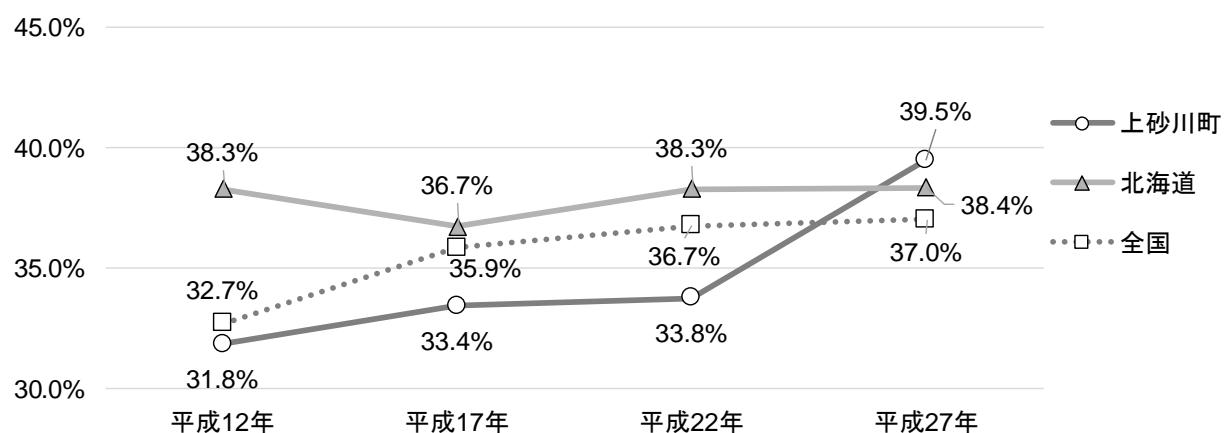
未婚率については、男女ともに上昇傾向で推移しています。

■未婚率の推移

[男性]



[女性]



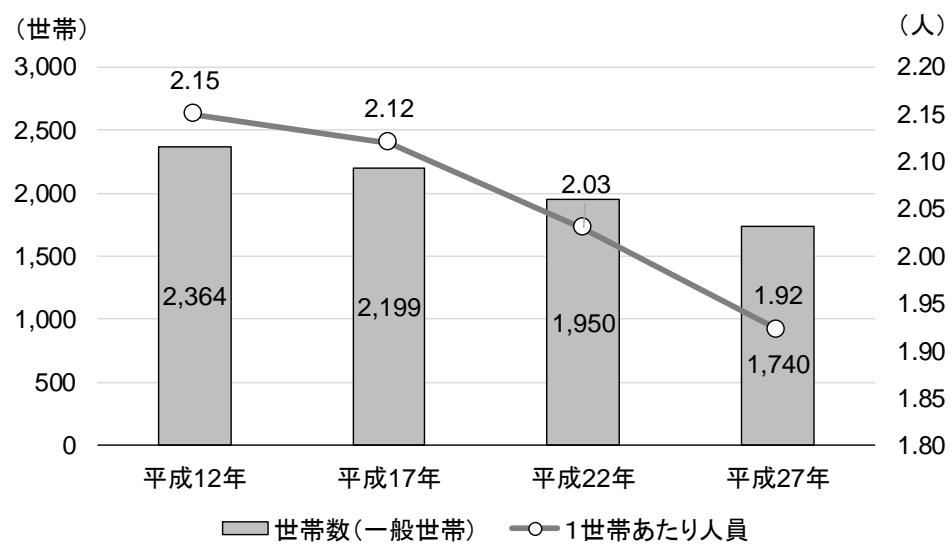
資料：国勢調査

(6) 世帯の状況

本町の世帯数は、減少を続けています。1世帯あたりの人員についても減少が続いており、平成27年には2人を下回りました。

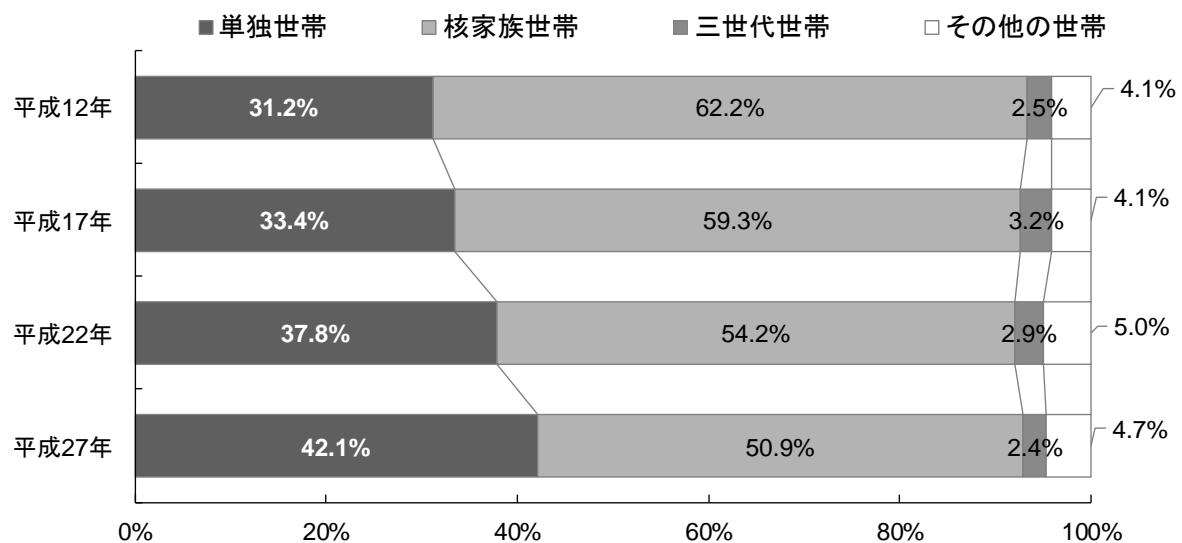
世帯類型別でみると、単独世帯が増加していることもあります。1世帯あたりの人員の減少の要因となっています。

■世帯数と世帯人員の推移



資料：国勢調査

■世帯類型別割合の推移

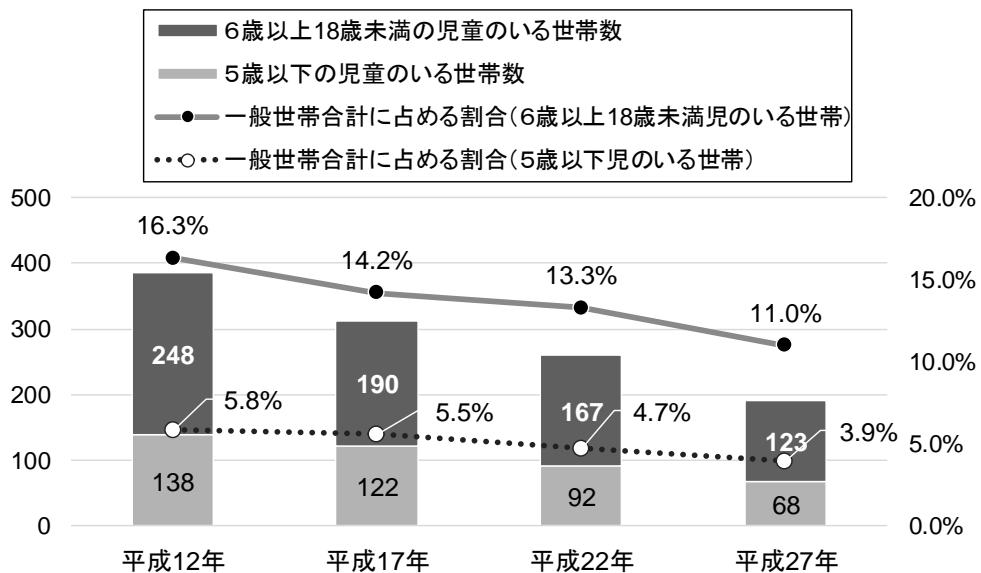


資料：国勢調査

(7) 子どものいる世帯の状況

本町の子どものいる世帯は、少子化の進行により、6歳以上18歳未満の児童のいる世帯、5歳以下の児童のいる世帯数はともに減少し、一般世帯に占める割合も低下を続けています。

■ 6歳以上18歳未満・5歳以下の児童のいる世帯数等の推移

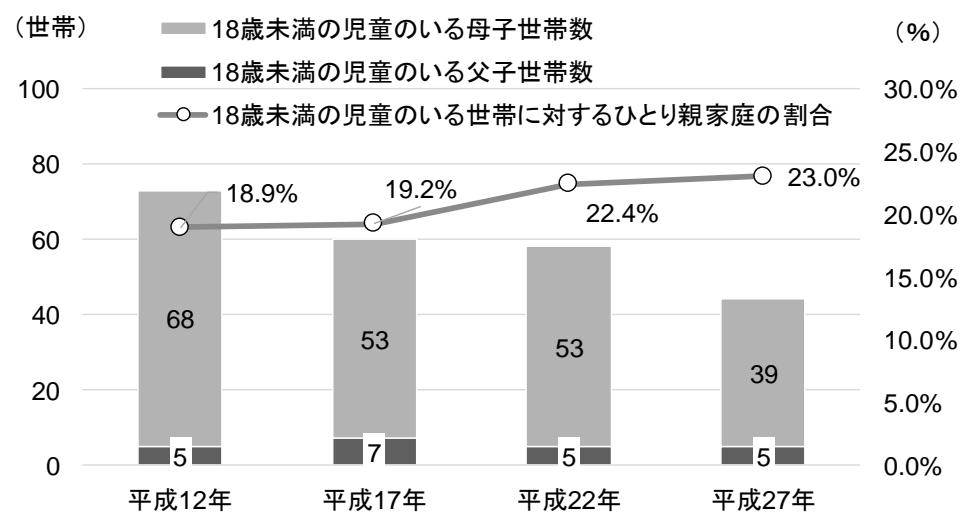


資料：国勢調査

(8) ひとり親世帯の状況

本町の18歳未満の児童のいるひとり親世帯は、母子世帯、父子世帯とともに減少を続けていますが、18歳未満の児童のいる世帯に占める割合は増加傾向となっています。

■ひとり親世帯の世帯数と18歳未満の児童のいる世帯に占める割合の推移



資料：国勢調査

(9) 産業別就業数と女性就業者数の推移

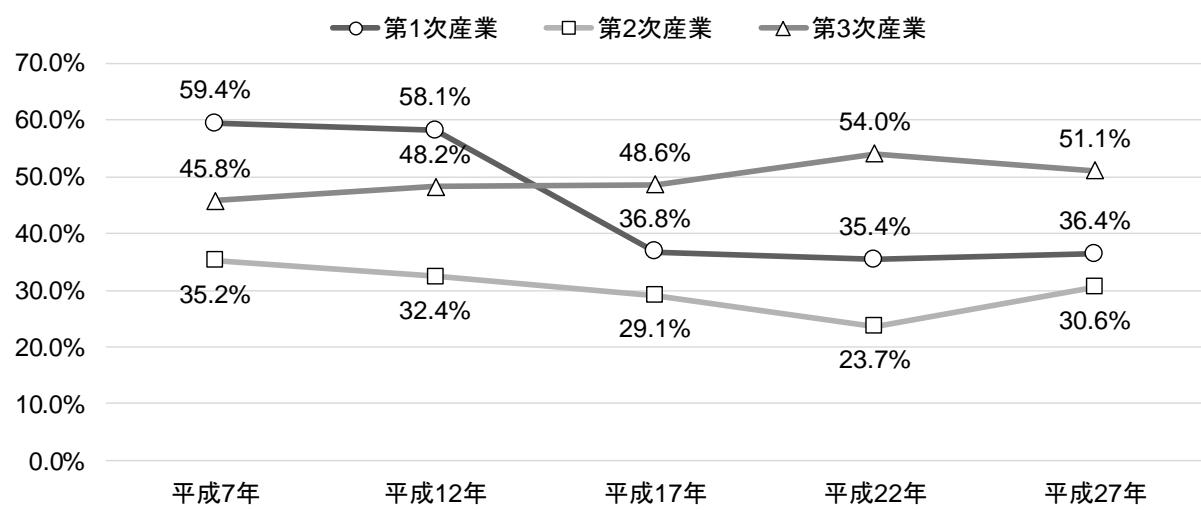
就業者総数に占める女性就業者の割合は増加傾向にあり、平成 27 年で 45.1%となっています。

女性就業者を産業 3 部門別にみると、平成 12 年までは第 1 次産業の就業者割合が高くなっていましたが、平成 27 年では、第 3 次産業が最も高く、次いで、第 1 次産業、第 2 次産業の順となっています。

年 次	総 数 A (人)	第 1 次産業 B (人)	第 2 次産業 C (人)	第 3 次産業 D (人)
	(%)	(%)	(%)	(%)
平成 7 年	2,265	32	938	1,293
	942 41.6%	19 59.4%	330 35.2%	592 45.8%
平成 12 年	1,797	43	689	1,062
	762 42.4%	25 58.1%	223 32.4%	512 48.2%
平成 17 年	1,518	19	516	981
	636 41.9%	7 36.8%	150 29.1%	477 48.6%
平成 22 年	1,194	48	333	811
	534 44.7%	17 35.4%	79 23.7%	438 54.0%
平成 27 年	1,009	22	278	705
	455 45.1%	8 36.4%	85 30.6%	360 51.1%

注：上段は総数、下段は女性就業者数、%は女性就業者割合、A ≥ B + C + D + 分類不能

■ 女性就業者の産業 3 部門別割合の推移



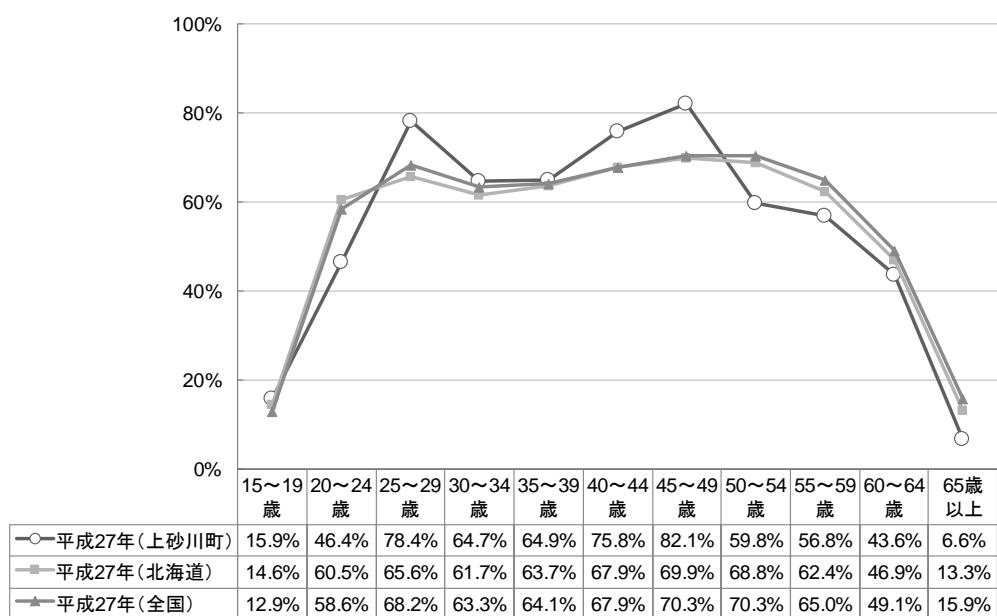
資料：国勢調査

(10) 女性の就業状況

女性の就業率について、全国と北海道はほぼ同様な曲線となっており、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブの谷の部分が浅くなり、台形に近くなっていますが、本町においては、20代後半と40代で全国、北海道に比べ就業している女性の割合が高く、30代で全国と北海道に近い割合となるため、M字カーブに近い曲線となっています。

本町における女性の就業率について、平成22年と平成27年を比較すると、50代前半を除く各年代とも割合が上昇していますが、30代は若干の上昇にとどまったため、平成22年の台形に近い形からM字カーブに近い曲線に戻っています。

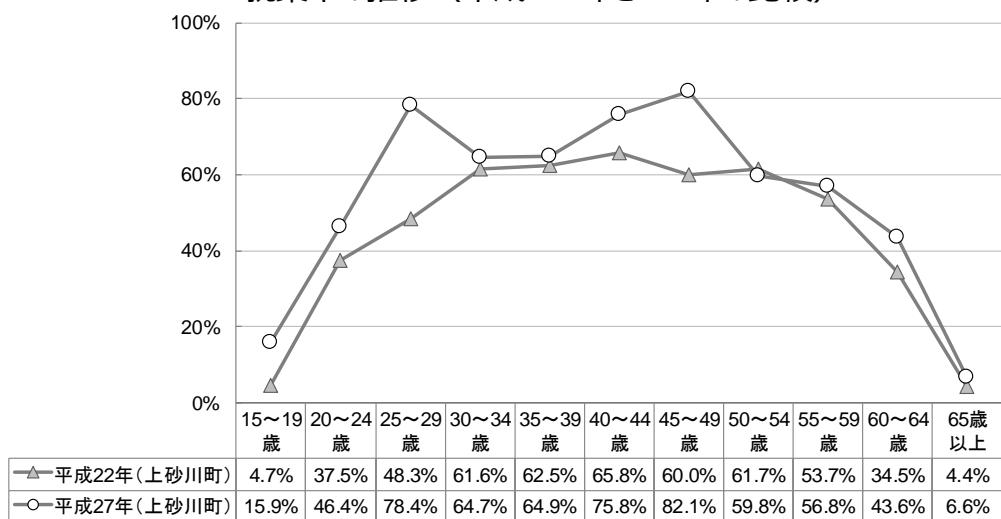
■就業率の状況（全国・北海道との比較）



注：就業率は、15歳以上の人口に占める「就業者」の割合

資料：国勢調査

■就業率の推移（平成22年と27年の比較）



資料：国勢調査

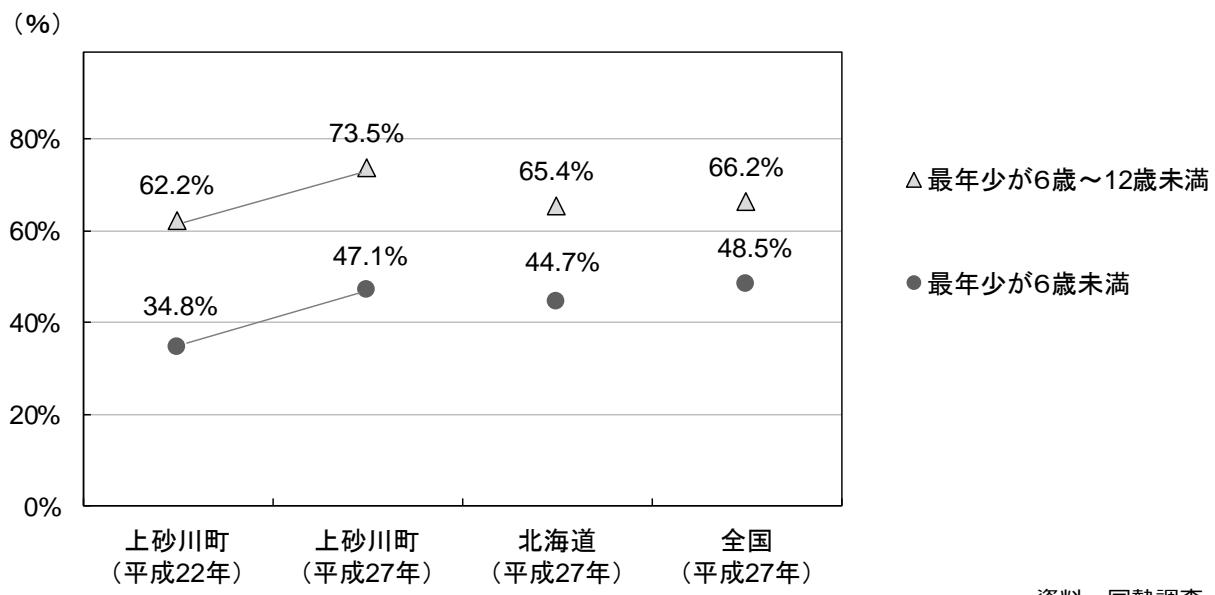
(11) 共働き世帯の状況

本町の夫婦のいる一般世帯のうち、夫、妻ともに就業している共働き世帯の割合について、平成 22 年で最年少が 6 歳未満(最年少が就学前児童の世帯)の世帯では 34.8%、最年少が 6 歳～12 歳未満の世帯(最年少が小学生の世帯)では 62.2% であったのが、5 年後の平成 27 年には、それぞれ 47.1%、73.5% に上昇しています。

平成 27 年について、最年少が就学前児童の世帯では、北海道よりも高く、全国よりも低い状況です。最年少が小学生の世帯では、北海道と全国よりも高い割合となっています。

■共働き世帯の割合の推移（平成 22 年と 27 年の比較）

	上砂川町 (平成 22 年)	上砂川町 (平成 27 年)	北海道 (平成 27 年)	全国 (平成 27 年)
最年少が 6 歳未満	34.8%	47.1%	44.7%	48.5%
最年少が 6 歳～12 歳未満	62.2%	73.5%	65.4%	66.2%



資料：国勢調査

2 教育・保育及び子育て支援事業の実施状況

(1) 年齢別にみる認定こども園（旧保育園）の利用状況

本町では、平成30年度までは公立保育所の「双葉保育園」1か所で、平成31年度からは「認定こども園ふたば」に移行して教育・保育事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	双葉 保育園	双葉 保育園	双葉 保育園	双葉 保育園	認定こども園 ふたば
定員	51	51	63	63	55
0歳児	1	1	0	3	2
1歳児	4	8	3	2	5
2歳児	6	5	10	3	3
3歳児	6	11	3	11	7
4歳児	9	10	12	5	14
5歳児	9	13	12	13	7
合計	35	48	40	37	38

各年4月1日現在

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援室・おひさまルーム）

認定こども園内の「子育て支援室」では、仕切りのある相談室や授乳室を設置し、子育て相談に応じる他、おもちゃや絵本を用意して子どもと保護者の集いの場を提供しています。

認定こども園ふたばの子育て事業の一環として就学前の親子を対象に「おひさまルーム」を開催しており、楽しい行事を通して子育ての情報交換などが行われています。

(3) 一時保育

保護者が仕事・傷病・入院・育児疲れなどで一時的に家庭での育児ができない場合に、満1歳以上の子どもを認定こども園で預かる一時保育事業を実施しています。

(4) 延長保育・預かり保育

認定こども園では、保護者の仕事の関係で、時間までに迎えにこられない場合、午後7時まで預かる延長保育を実施しています。

預かり保育の場合は、午後6時までとしています。

(5) 障がい児保育

認定こども園では、障がいを持つ子どもの受入を実施しています。

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は実施していません。

3 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査対象及び調査方法

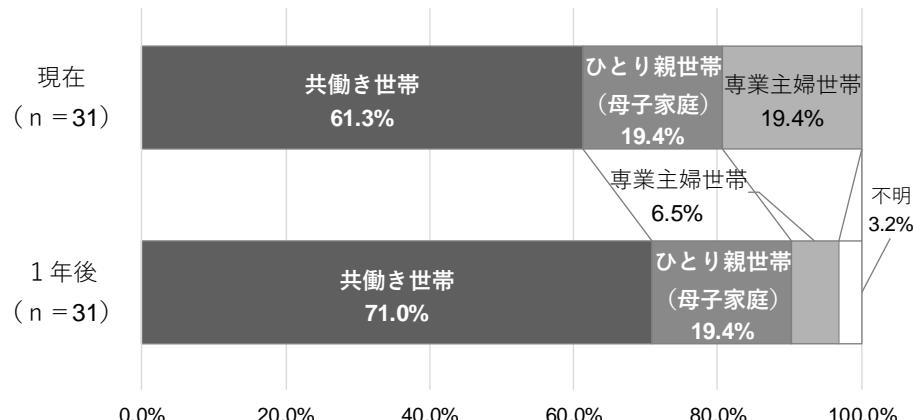
調査対象／票数	●就学前児童の保護者／64 票 ●小学生の保護者／86 票
調査期間	令和元年 9月
回収票数（回収率）	●就学前児童：35 票（回収率：54.7%） ●小学生：77 票（回収率：89.5%）
有効回答票	●就学前児童：31 票 ●小学生： 77 票

● 共働きの状況（就学前児童）

- 共働きの割合は、61.3%、1年後の希望では 71.0%に上昇

就学前児童の保護者について、共働きの割合は 61.3%となっています。1年後の希望を聞いたところ 10 ポイント近く上昇し、71.0%となっています。

■ 現在の就労状況と1年後の希望

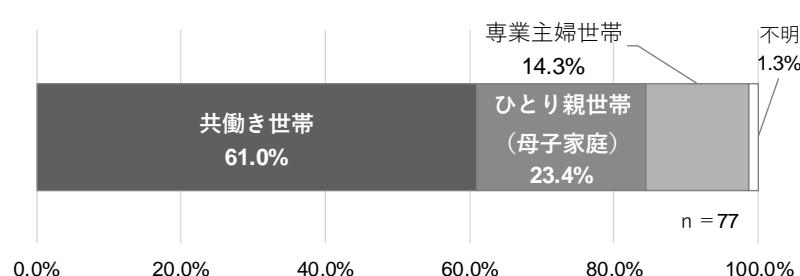


● 共働きの状況（小学生）

- 共働きの割合は、61.0%

小学生の保護者について、共働きの割合は 61.0%となっています。

■ 現在の就労状況

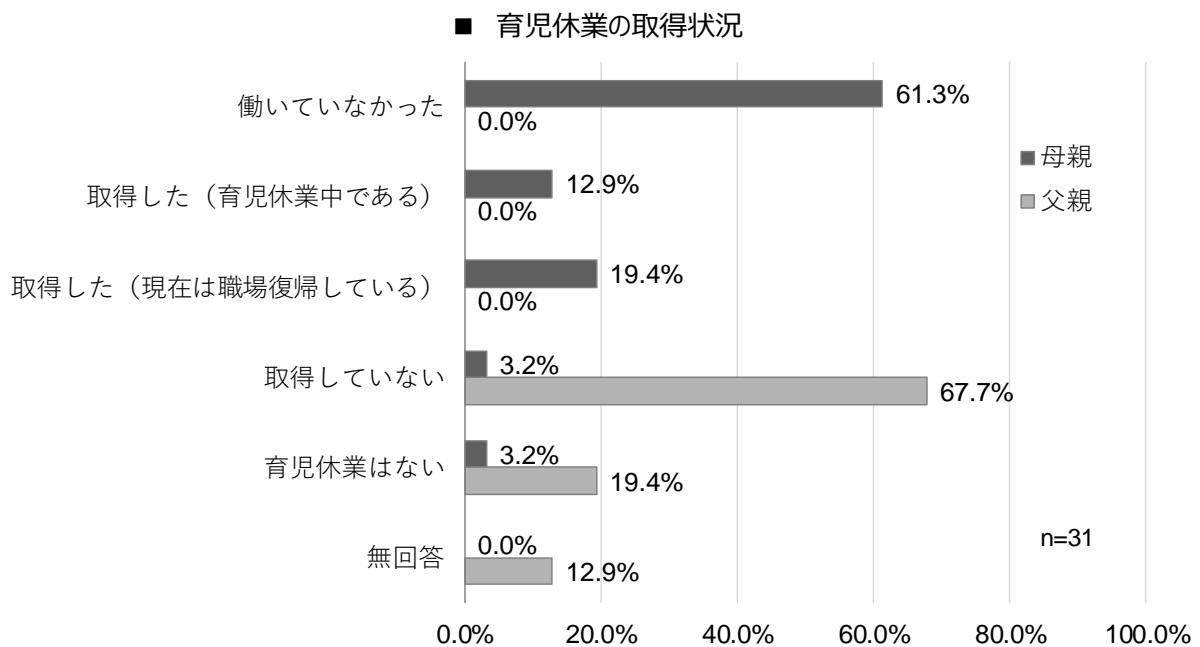


● 育児休業の取得状況（就学前児童）

- 「取得した」は、母親が 32.3%、父親が 0 %

母親の育児休業の取得状況については、「働いていなかった」が 61.3%で最も高くなっていますが、「取得した」とする回答のうち、(育児休業中である)が 12.9%、(現在は職場復帰している)が 19.4%で、取得したとの回答割合は、合わせて 32.3%となっています。

父親については、「取得していない」が 67.7%で最も高く、取得した人の割合は 0 %となっています。

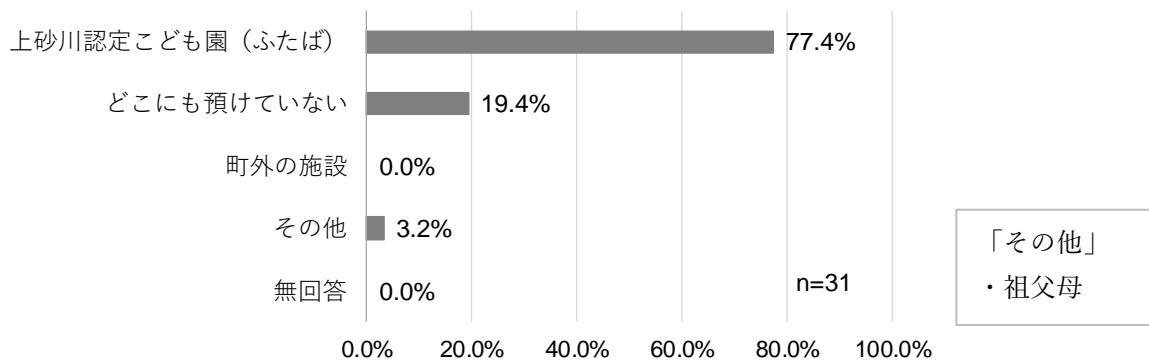


● 教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

- 認定こども園ふたばが 77.4%

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認定こども園ふたば」が 77.4%、「どこにも預けていない」が 19.4%、「その他」が 3.2%となっています。

■ 教育・保育事業の利用状況

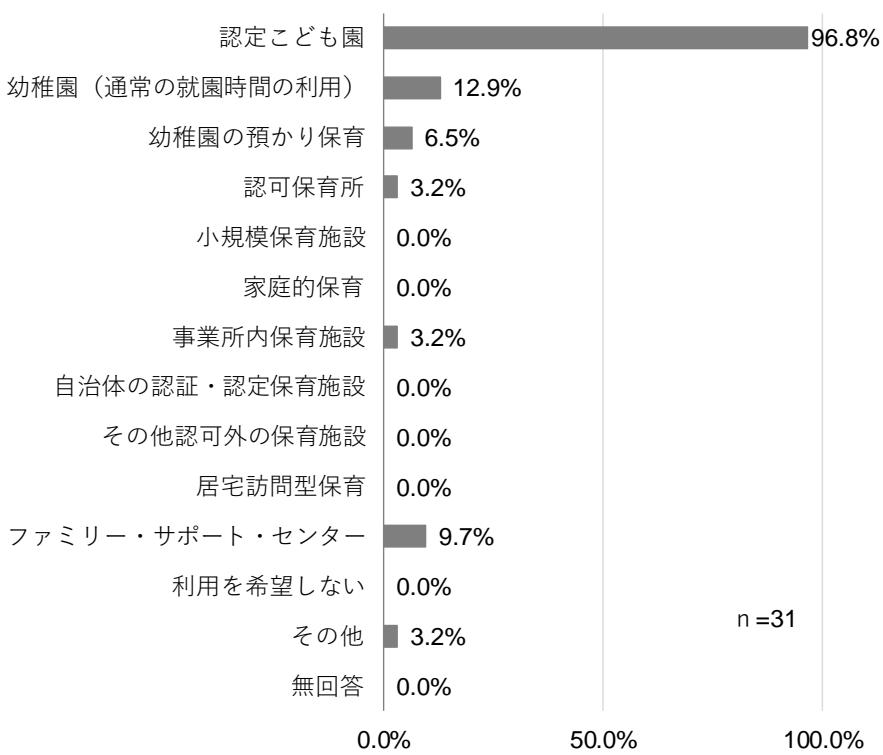


● 教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

- 認定こども園ふたばが 96.8%

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「認定こども園ふたば」が 96.8%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 12.9%となっています。

■ 教育・保育事業の利用希望



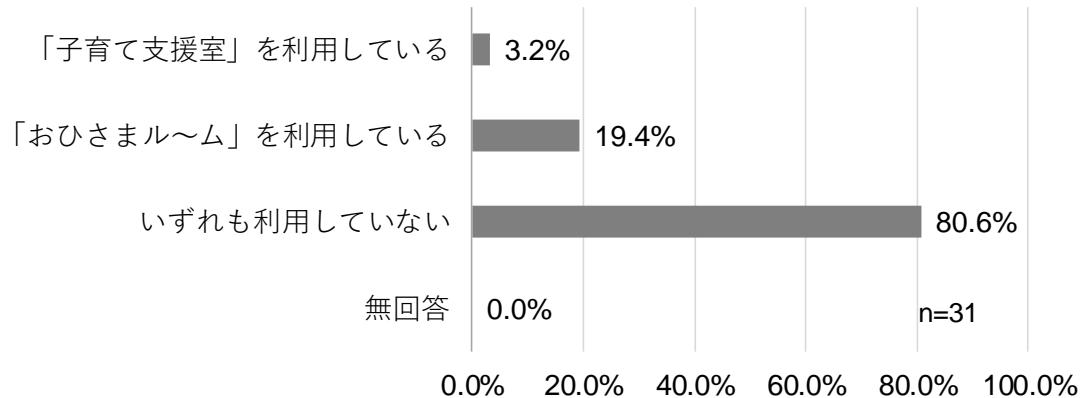
● 「子育て支援室」、「おひさまルーム」の利用状況（就学前児童）

- 利用状況は「子育て支援室」が3.2%、「おひさまルーム」が19.4%

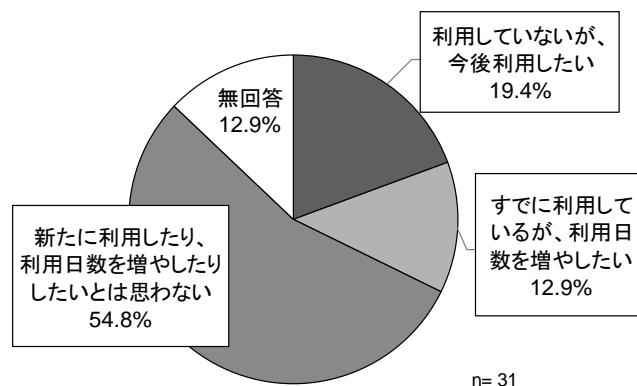
「子育て支援室」は「利用している」が3.2%、「おひさまルーム」は「利用している」が19.4%となっています。

「子育て支援室」について「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」を合わせた「利用したい」とする保護者の割合は32.3%となり、同様に「おひさまルーム」は32.2%となります。

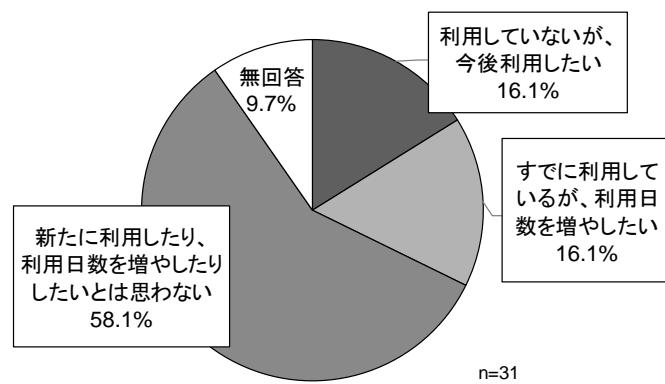
■ 「子育て支援室」と「おひさまルーム」の利用状況



■ 「子育て支援室」の利用希望



■ 「おひさまルーム」の利用希望

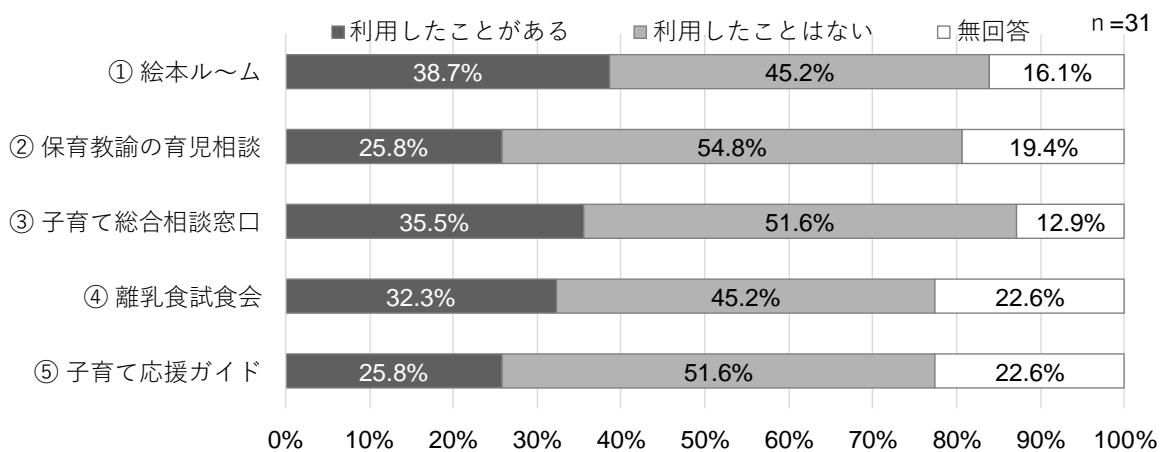


● 子育て支援事業の利用状況（就学前児童）

- 「絵本ルーム」と「子育て総合相談窓口」の利用割合が高く

町の子育て支援として実施している各種サービスの利用状況について、「利用したことがある」との回答割合は、「絵本ルーム」が38.7%で最も高く、次いで、「子育ての総合相談窓口」が35.5%、「離乳食試食会（栄養相談）」が32.3%となっています。

■ 町の子育て支援事業の利用状況

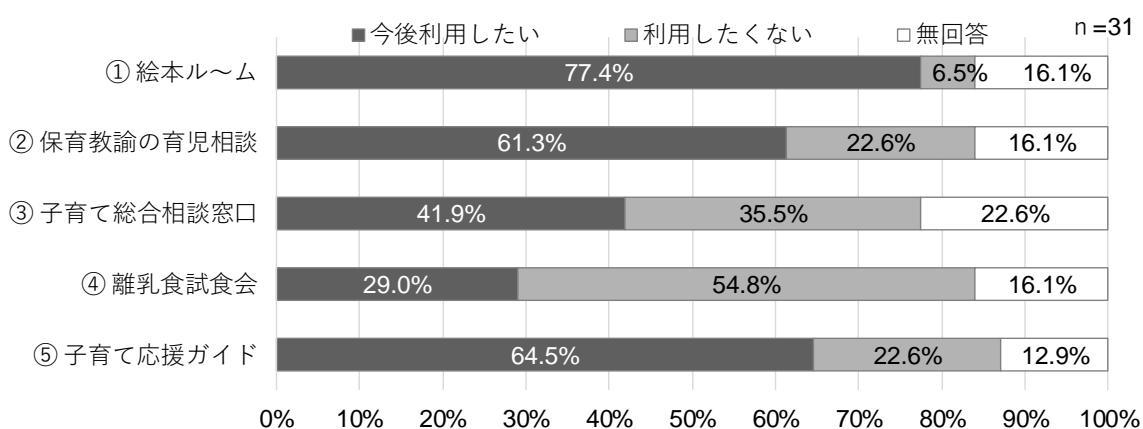


● 子育て支援事業の今後の利用希望（就学前児童）

- 「絵本ルーム」と「子育て応援ガイド」の利用希望が高く

町の子育て支援として実施している各種サービスの利用希望について、「今後利用したい」との回答割合は、「絵本ルーム」が77.4%で最も高く、次いで、「子育て応援ガイド」が64.5%、「保育教諭の育児相談」が61.3%となっています。

■ 町の子育て支援事業の利用希望

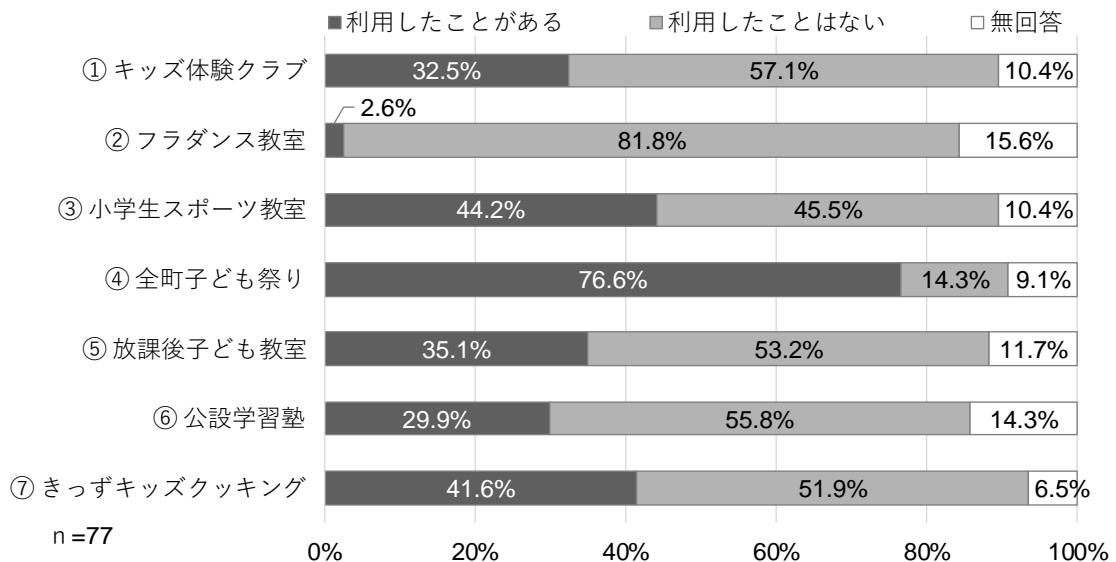


● 小学生対象事業の利用状況（小学生）

- 「全町子ども祭り」の参加割合が高く

小学生を対象とした各種事業の利用状況について、「利用したことがある」との回答割合は、「全町子ども祭り」が76.6%で最も高く、次いで、「小学生スポーツ教室」が44.2%、「きっずキッズクッキング」が41.6%となっています。

■ 小学生対象事業の利用状況

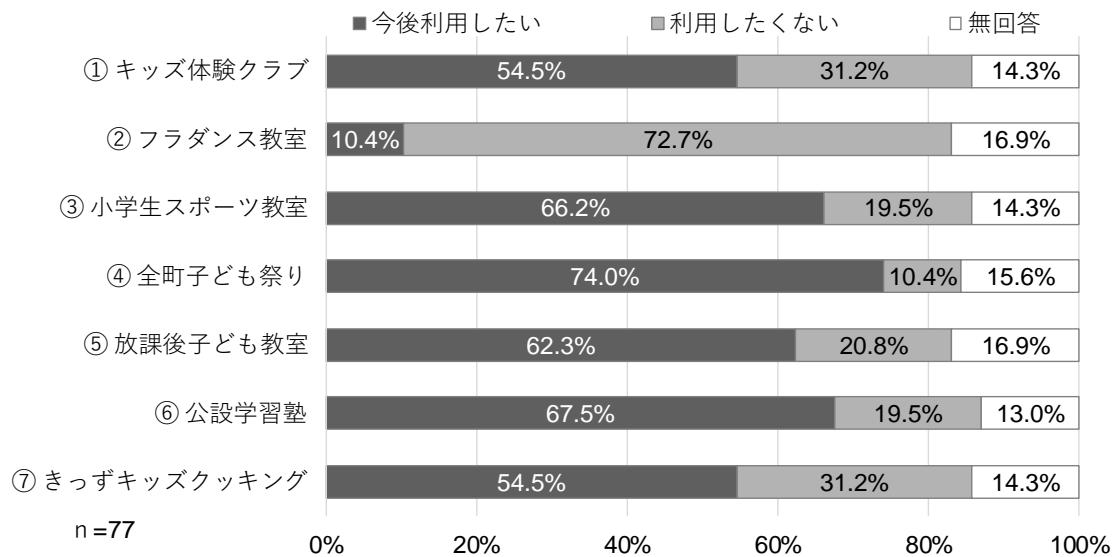


● 小学生対象事業の利用希望（小学生）

- 「全町子ども祭り」の参加希望が高く

小学生を対象とした各種事業の利用希望について、「今後利用したい」との回答割合は、「全町子ども祭り」が74.0%で最も高く、次いで、小学校4年生から中学生までを対象にした町営の学習塾である「公設学習塾」が67.5%、「小学生スポーツ教室」が66.2%となっています。

■ 小学生対象事業の利用希望



● 放課後の過ごし方（小学生）

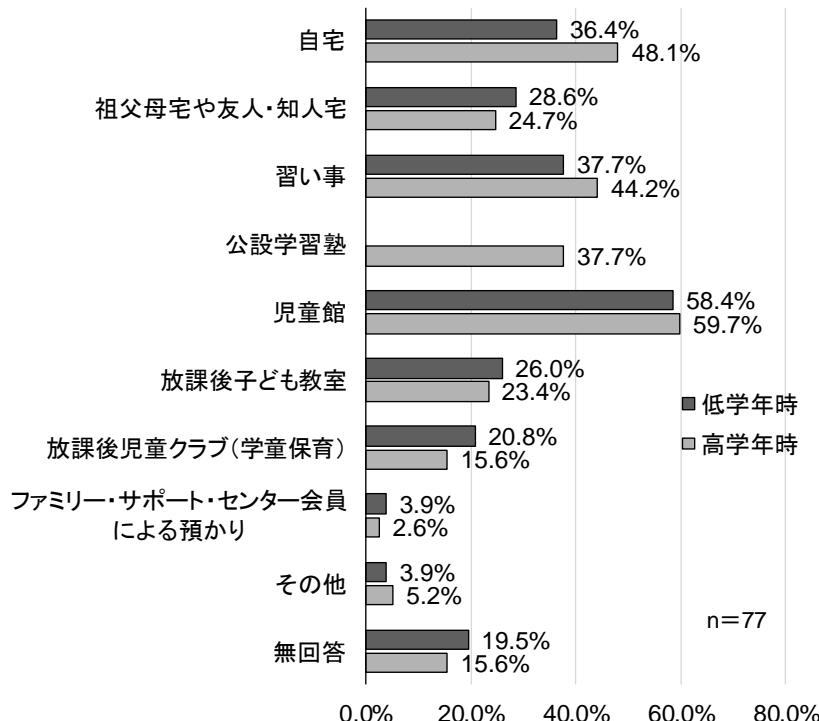
- 希望する過ごし場所は「児童館」が高く

小学生の保護者に、放課後にどのような場所で過ごさせたいかを小学生低学年時（1～3年生）と高学年時（4～6年生）に分けて質問しました。

低学年時では、「児童館」が58.4%で最も高く、次いで、「習い事」が37.7%、「自宅」が36.4%となっています。

高学年時では、「児童館」が59.7%で最も高く、次いで、「自宅」が48.1%、「習い事」が44.2%となっています。

■ 小学生の保護者が希望する放課後の過ごし場所



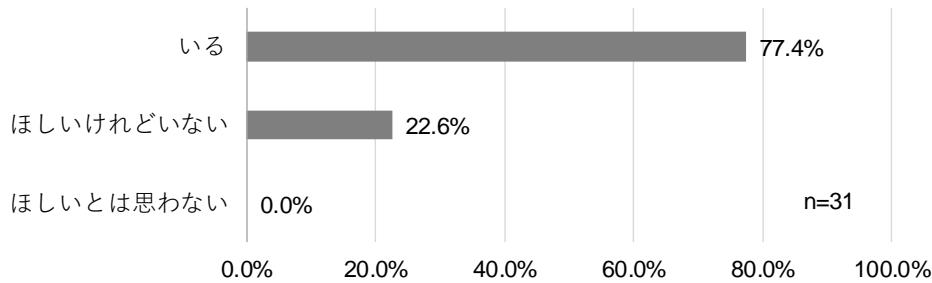
注：「公設学習塾」については、高学年時のみの選択肢として設定

● 親同士のつきあいや子育て仲間の状況（就学前児童）

- 子育て仲間が「ほしいけれどない」は22.6%

同じくらいの子どもをもつ子育て仲間について、「いる」が77.4%となっています。一方、「ほしいけれどない」は22.6%となっています。

■ 子育て仲間の有無

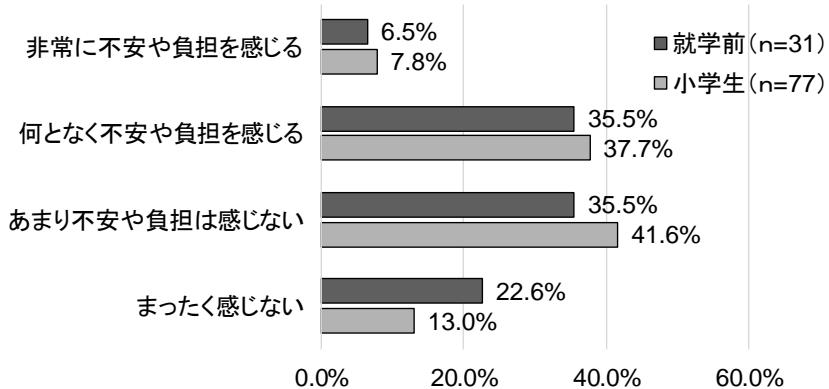


● 子育てに関する不安感や負担感（就学前児童・小学生）

- 不安や負担を感じる保護者の割合は就学前が 42.0 %、小学生が 45.5%

「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」との回答を合わせた不安・負担を感じる保護者の割合は、就学前が 42.0%、小学生が 45.5%となっています。

■ 子育てに関する不安感や負担感



● 子育てに関して、不安や負担を感じること（就学前児童・小学生）

- 「子どもを叱りすぎているような気がする」などが高く

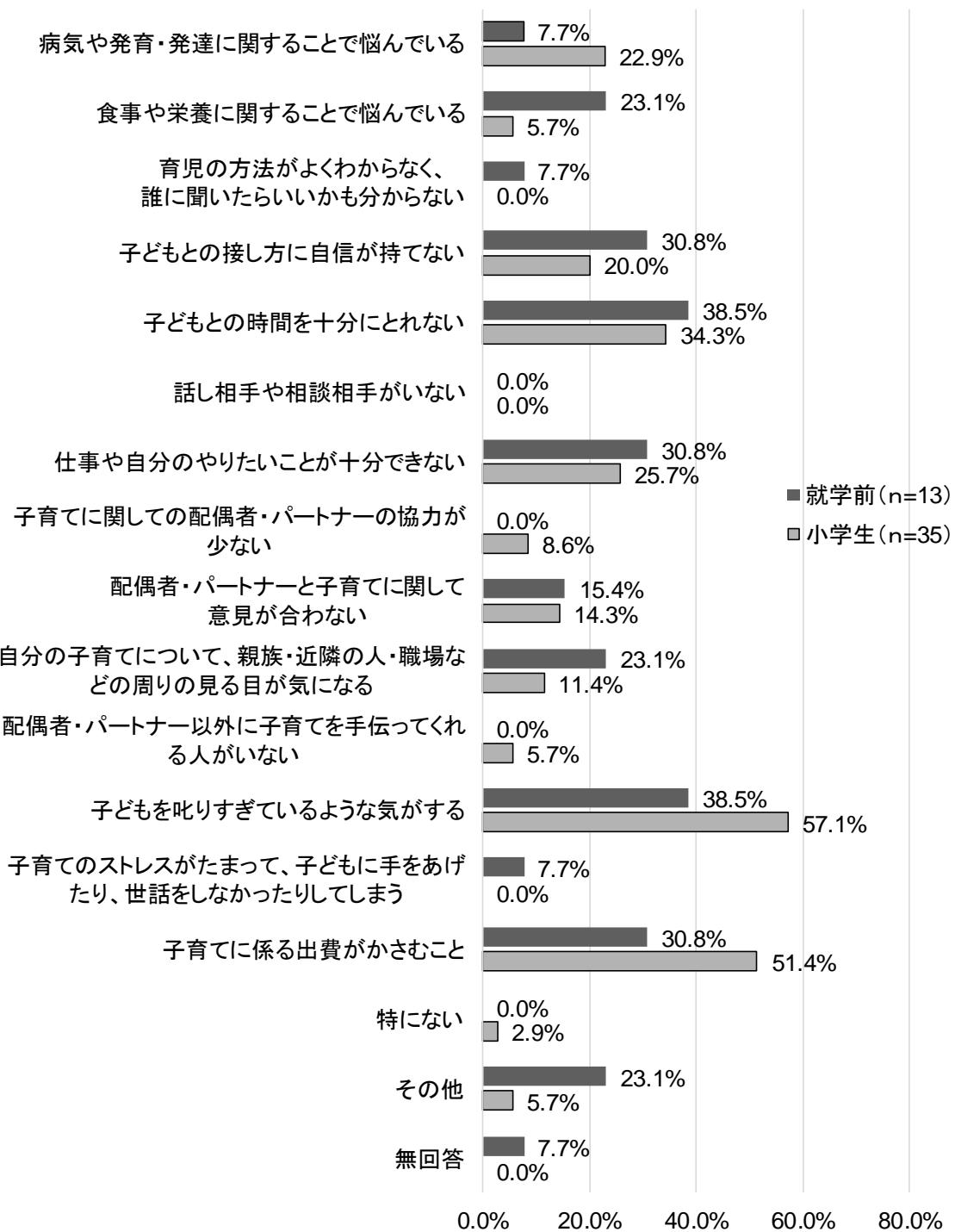
子育てに不安や負担を感じていると回答した保護者にどのようなことかを聞いたところ、就学前の保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」と「子どもとの時間を十分にとれない」が同率の 38.5%で高く、「子どもとの接し方に自信が持てない」と「子育てに係る出費がかさむこと」と「仕事や自分のやりたいことが十分できない」とが同率の 30.8%で続いている。

小学生の保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」が 57.1%で最も高く、次いで、「子育てに係る出費がかさむこと」が 51.4%で続いています。

一方、小学生の保護者から「病気や発育・発達に関することで悩んでいる」が 22.9%、就学前児童の保護者から「食事や栄養に関することで悩んでいる」が 23.1%といった回答があり、今後の保健や食育の分野での対応の推進が求められます。

また、回答割合は低いものの、就学前の保護者から「育児の方法がよくわからなく、誰に聞いたらいいいかも分からない」と「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまう」との回答が同率の 7.7%となっています。

■ 子育てに関して不安や負担を感じること



就学前児童の保護者の「その他」

- ・ひとり親なので、私に何かあったらどうしようと不安になります…
- ・子ども・家族などにやさしくできないとき自分に落ちこんだり、自己嫌悪を感じる

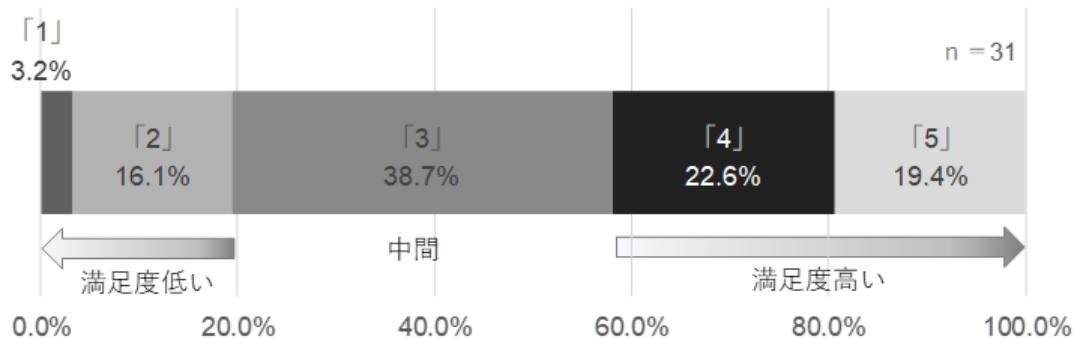
● 町の子育てのしやすさの満足度（就学前児童・小学生）

- 満足度（高評価）は、就学前の保護者が42%、小学生の保護者が33.8%

町の子育てのしやすさについて満足度を5段階評価（「5」が最も満足度が高い）で聞きました。

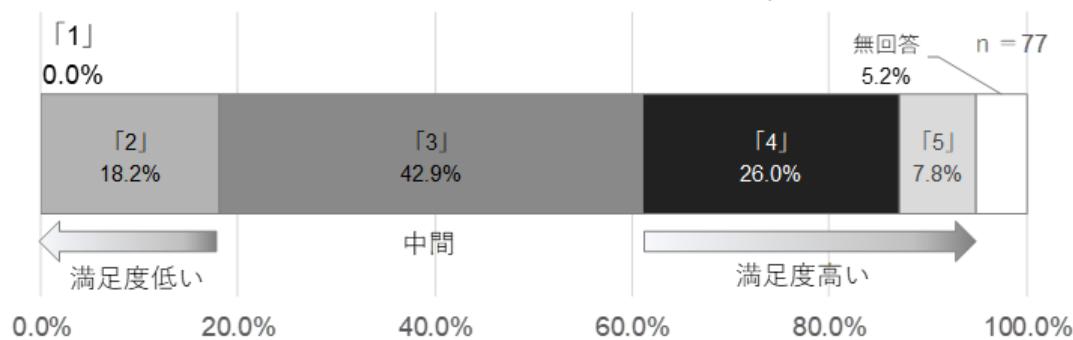
就学前児童の保護者は、中間の「3」が38.7%で最も高く、次いで、「4」が22.6%、「5」が19.4%となっています。また、「4」と「5」を合わせた満足度が高い評価の回答割合は42.0%、「1」と「2」を合わせた満足度が低い評価の回答割合は19.3%となっています。

■ 子育てをしやすいいちだと思うか（就学前児童）



小学生の保護者は、中間の「3」が42.9%で最も高く、次いで、「4」が26.0%、「2」が18.2%となっています。「1」とする回答はありませんでした。また、「4」と「5」を合わせた満足度が高い評価の回答割合は33.8%、「1」と「2」を合わせた満足度が低い評価の回答割合は18.2%となっています。

■ 子育てをしやすいいちだと思うか（小学生）



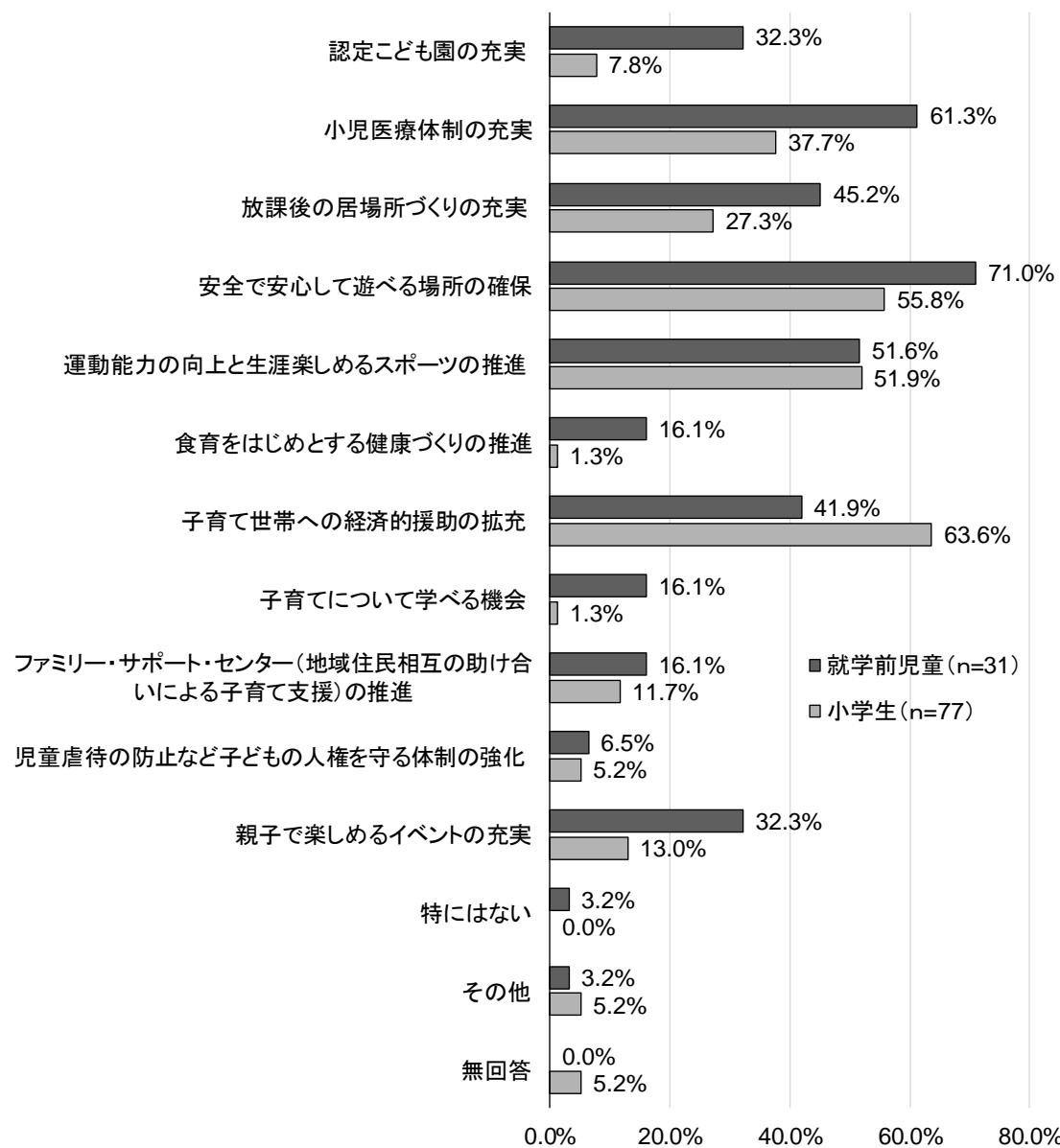
● より充実を図ってほしい町の施策（就学前児童・小学生）

- 就学前児童の保護者は「安全で安心して遊べる場所の確保」、小学生の保護者は「子育て世帯への経済的援助の拡充」が高く

町に対してより充実を図ってほしい施策について、就学前の保護者は「安全で安心して遊べる場所の確保」が 71.0%で最も高く、次いで、「小児医療体制の充実」が 61.3%、「運動能力の向上と生涯楽しめるスポーツの推進」が 51.6%となっています。

小学生の保護者は「子育て世帯への経済的援助の拡充」が 63.6%で最も高く、次いで、「安全で安心して遊べる場所の確保」が 55.8%、「運動能力の向上と生涯楽しめるスポーツの推進」が 51.9%となっています。

■ より充実を図ってほしい町の施策



4 課題の整理

計画の策定にあたり、各種統計データ及びアンケート調査結果から読み取れる本町の子育て支援に関する課題について次の通り整理しました。

(1) 少子高齢化等の影響

本町の人口は減少を続けています。少子高齢化の進行により、年齢3区分人口の割合は、65歳以上の高齢者の割合が増加する一方、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口の割合は低下を続けています。

また、男女ともに25歳～39歳の未婚率が上昇しており、少子化について今後も進行していくことが見込まれます。さらに、世帯数の減少とともに、1世帯あたりの人員についても、2人を下回る状況となっており、家庭内外での多世代との交流や子育て世帯同士での交流機会の減少が予想されます。

このため、子育ての孤独感が高まり、子育てに対する不安感や負担感の増大、子どもの育ちへの影響が懸念されます。

(2) 子育て家庭へのサポートの充実

女性の就業率は上昇しており、アンケートからは共働き世帯が6割を超えている状況が認められます。また、子どものいる世帯の世帯数は減少が続いているものの、そのうちのひとり親家庭の割合は増加しています。

このため、子育て家庭のみで子育てをしていくことの困難度が増してきており、仕事と子育ての両立支援やひとり親家庭への支援の充実が求められています。

(3) 子育て環境の整備・充実に向けて

アンケート調査では、今後充実を図ってほしい施策について「安全で安心して遊べる場所の確保」「子育て世帯への経済的援助の拡充」「小児医療体制の充実」「運動能力の向上と生涯楽しめるスポーツの推進」を求める意向が高くなっています。

遊び場の確保について、アンケート調査の自由意見では、「室内で遊べる所がない」「大きな公園があるとありがたい」などの意見がありました。

経済的支援の充実については、「医療費等、お金に関する支援は充実している」とする意見がある一方で、「もっと子育て世帯（低所得）に対する経済的援助を充実させてほしい」との意見がありました。

小児医療体制の充実については、「子どもが小さいと病院にかかることが多いのに、砂川（市）まで行かなければならぬのが大変」との意見がありました。

スポーツの振興については、小学生の保護者を中心に「文化やスポーツを子どもが選択して放課後取り組めると良い」などの意見がありました。

第3章 子ども・子育て支援制度に基づく事業計画

1 児童人口の推計

計画期間中の本町の児童人口（0～11歳）の推計については、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき、過去5か年の住民基本台帳人口を用いて算出しました。

年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	10	8	8	8	8	6
1歳	8	10	7	7	7	7
2歳	6	7	9	7	7	7
3歳	8	6	7	9	7	7
4歳	17	8	6	7	9	7
5歳	8	16	8	6	7	9
6歳	12	8	15	8	6	7
7歳	15	12	8	16	8	6
8歳	14	15	12	8	16	8
9歳	10	14	15	12	8	15
10歳	16	10	14	15	12	8
11歳	18	16	10	14	15	12
合計	142	130	119	117	110	99

注：平成31年は4月1日の住民基本台帳による。

2 教育・保育提供区域の設定について

本町は、認定こども園・小学校・中学校が1つずつで、従来から町全域を一つの区域として各種サービスを提供してきました。今後においても教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、従前同様「町内全域」として設定し、多種多様なサービスの提供を推進します。

子ども・子育て支援法第61条第2項では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育、保育の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な状況、学校教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における「教育・保育の量の見込み」を次のとおり定めます。

実績

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
双葉保育園		双葉保育園	双葉保育園	双葉保育園	双葉保育園	認定こども園 ふたば
1号認定		0	0	0	0	3
2号認定		24	34	27	29	25
3号認定	0歳	1	1	0	3	2
	1、2歳	10	13	13	5	8
計		35	48	40	37	38

各年 4月 1日現在

量の見込みと確保の内容

■ 1号認定(3歳以上保育の必要なし) 対象年齢：3～5歳

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み			3	2	2	3	3
② 確保の内容			10	10	10	10	10
特定教育・ 保育施設	認定こども園		10	10	10	10	10
	幼稚園		0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
(②)-(①)			7	8	8	7	7

■ 2号認定(3歳以上保育の必要あり) 対象年齢：3～5歳

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		25	18	20	21	22
② 確保の内容		30	30	30	30	30
特定教育・ 保育施設	認定こども園	30	30	30	30	30
	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育園	0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
②-①		5	12	10	9	8

■ 3号認定(3歳未満保育の必要あり) 対象年齢：0歳、1・2歳

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		12	12	12	13	13
② 0歳		3	3	3	4	3
② 1～2歳		9	9	9	9	10
② 確保の内容		15	15	15	15	15
特定教育・ 保育施設	認定こども園	15	15	15	15	15
	保育園	0	0	0	0	0
	小規模保育	0	0	0	0	0
地域型 保育事業	家庭的保育	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
②-①		3	3	3	2	2

4 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を次のとおり定め、量の見込みに対応するよう、以下の事業ごとに確保方策を設定します。

- (1) 利用者支援
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健診
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業等
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 一時預かり
- (8) 時間外保育事業
- (9) 病児病後児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、子育て支援係での相談及び情報提供の他、関係各係からの情報提供・相談も行っています。

子育て関連情報については、毎年度版の子育て応援ガイドの作成と全戸配布や、広報「かみすながわ」の連載企画として「かみすながわきっずインフォ」の専用ページを設け、子育て支援事業の実施に関する情報などを発信しています。

実績

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業実績	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

単位：か所

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0

量の確保方策

本町では、子育て支援係が相談、連絡調整の役割を担っており、従来同様、各種情報提供や相談事業の提供など、関係機関との連絡調整を行っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組を行う事業です。

本町では、保護者同士の情報交換や集いの場として認定こども園内に「子育て支援室」を開所し、就学前の子どもとその保護者を対象に「おひさまルーム」として月1回程度、親子で楽しめるイベント、子育て講座の開催や保育教諭による育児相談を行っています。その他、保健師・栄養士による子育て相談も行っています。

実績

単位：人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業実績	236	148	130	107	175

注：平成31年度は8月1日現在

注：事業実績は「子育て支援室」の利用数及びおひさまルームの参加人数

量の見込みと確保の内容

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	177	170	156	156	142
② 確保の内容	177	170	156	156	142
②-①	0	0	0	0	0

注：量の見込みは、児童一人当たりの年間利用回数に推計児童数を乗じて算出

量の確保方策

「子育て支援室」が、保護者同士の情報交換や交流の場として気兼ねなく活用されるよう、集いやすい環境の整備や情報発信の充実に努めます。また、「おひさまルーム」のイベントや講座内容についても内容の充実に努めます。

(3) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、母子ともに健康で安心安全なお産を迎えるよう健康診査費用の一部助成を行っています。助成範囲は、妊婦一般健診 14 回、超音波検査 6 回となっていましたが、平成 29 年度にすべての超音波検査に助成を拡大し、妊婦の経済的負担の軽減を図っています。

事業実績においては、平成 27 年度から平成 30 年度まで助成率 100% となっています。

実績

単位：回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業実績	99	106	126	136

量の見込みと確保の内容

単位：回

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	112	112	112	84	84
② 確保の内容	112	112	112	84	84
② - ①	0	0	0	0	0

注：量の見込みは、妊婦健診を 14 回受診するとし、将来の 0 歳児数を乗じて算出

量の確保方策

今後も母子健康手帳交付時の健診受診券交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。

(4) 新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

新生児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行う事業です。

本町では、現在も生後4か月までの乳児のいるすべての家庭の訪問を実施しています。また、育児不安は生後2か月ごろに大きくなるため、2か月訪問も実施し、発育発達状況や母の育児不安の軽減を行っています。入院や里帰り等によって訪問できない場合も保護者と連絡を取るとともに、必要時には里帰り先の保健師に訪問依頼を行うなど、100%状況把握を行っています。

実績

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業実績	7	10	9	11

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	8	8	8	6	6
② 確保の内容	8	8	8	6	6
②-①	0	0	0	0	0

注：量の見込みは、全戸訪問（100%）するとし、推計0歳児と同数で算出

量の確保方策

今後も引き続き新生児の保護者に対する訪問相談支援を行っていきます。

(5) 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための養育に関する指導・助言等を行う事業です。

本町では、妊婦面接、新生児訪問、医療機関からの連絡等で対象となるハイリスクな妊婦、家庭を把握し、必要な支援を行っています。支援を行う中で、虐待予防の支援の域を超えるときは、子育て支援係と連携し虐待防止の支援を行っています。

実績

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業実績	4	8	13	13

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	10	10	10	10	8
② 確保の内容	10	10	10	10	8
② - ①	0	0	0	0	0

注：量の見込みは、推計の妊婦 + 新生児数に今までの実績から見た 6 割を乗じて算出

量の確保方策

今後も対象乳幼児のいる家庭・若年出産等の養育支援が必要な家庭の確実な把握に努め、訪問による支援を行っていきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童が児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設に入所し、必要な保護を行う事業です。

本町では、事業は実施しておらず、アンケート調査による今後の利用意向でもニーズが見受けられないことから、量の見込みの算出は行わないこととします。

なお、今後ニーズが見込まれる場合には、広域連携などで適宜対応し、継続的な利用が見込まれる場合には、広域での事業実施の可能性を検討します。

実績

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—
② 確保の内容	—	—	—	—	—
② - ①					

(7) 一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として
昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要
な保護を行う事業です。

平成 30 年度までは旧双葉保育園で対応し、幼稚園児の一時預かりについては近隣
の市町の幼稚園が対応していました。平成 31 年 4 月からは認定子ども園ふたばでの
事業実施と、近隣市町での一時預かりを併用して対応しています。

実績

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業実績（双葉保育園）	501	304	441	406	120

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	389	324	333	360	377
幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園以外	389	324	333	360	377
② 確保の内容	389	324	333	360	377
② - ①	0	0	0	0	0

注：対象児童人口 1 人当たりの年間利用日数の伸び率を算出し推計児童数に乘じ年間利用人日を算出

量の確保方策

今後も認定こども園ふたばにおいて、利用ニーズに対応できる体制の維持・充実に
努めます。

(8) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本町では、「延長保育」と「預かり保育」として事業を実施しています。延長保育は、保護者の仕事の関係で、時間までに迎えに来られない場合、午後7時まで子どもを預かっています。預かり保育の場合は、午後6時までとしています。

なお、現在、認定こども園ふたばの開園時間は、午前7時から午後7時まで12時間開園となっています。

実績

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業実績（双葉保育園）	17	27	20	23	14

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	37	38	38	35	36
② 確保の内容	37	38	38	35	36
②-①	0	0	0	0	0

注：対象児童人口1人当たりの利用率を算出し伸び率も加味した値を推計児童数に乘じ年間利用人日を算出

量の確保方策

今後も認定こども園ふたばにおいて、利用ニーズに対応できる体制の維持・充実に努めます。

(9) 病児病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、子どもが急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本町では、事業を実施していません。

実績

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	35	29	28	29	28
② 確保の内容	0	0	0	0	28
② - ①	▲35	▲29	▲28	▲29	0

注：アンケートのニーズ量をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

町内においては、事業の実施主体の確保が困難なため、今後、広域的な利用も含め事業実施の可能性について検討していきます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者と、児童の援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、事業を実施していません。

実績

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	5	5	4	4	3
② 確保の内容	0	0	0	0	3
② - ①	▲5	▲5	▲4	▲4	0

注：アンケートのニーズ量をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

今後、事業実施の可能性について検討を行います。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

本町では、事業を実施していませんが、教育委員会が行う放課後子ども教室と全児童対象の児童館事業を実施しています。

上砂川町児童館が平成31年4月に開設したことにより、平成30年度までは、遊戯室・図書室・週2~3程度のホール遊びであったものが、図書室・創作活動室・遊戯室・集会室を完備することにより遊びの幅が広がりました。

また、認定こども園と一体になることで職員（保育教諭）の配置も充実し、子どもが安心安全に過ごせる体制を構築しています。

さらに、帰宅時間、帰宅方法、緊急連絡先を把握することにより、安全の確保を図っています。

実績

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	12	13	12	7	7
小学1年生	2	4	2	2	2
小学2年生	2	1	3	1	1
小学3年生	3	2	2	1	1
小学4年生	2	2	1	1	1
小学5年生	1	2	2	1	1
小学6年生	2	1	2	1	1
② 確保の内容	0	0	0	0	7
②-①	▲12	▲13	▲12	▲7	0

注：アンケートのニーズ量をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

今後、事業実施の可能性について検討を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業で、保育料とは別途徴収される実費徴収分に係る低所得者の負担軽減策として実施される事業です。

本事業が保護者の経済的負担の軽減につながる有効な手段であると判断した場合は、事業実施に向けた検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

小規模保育等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、各市町村としてどのような支援を行うことが考えられるかという内容であり、必要に応じて事業実施に向けた検討を行います。

5 教育・保育の推進に関する体制の確保等について

「子ども・子育て支援新制度」の推進に伴い、認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策等を定めることとされました。

(1) 双葉保育園から認定こども園ふたばへの移行

本町における教育・保育施設は、これまで1つの保育所のみで、幼稚園はない状況にありました。

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、3歳以上の子どもを柔軟に受け入れることができます。保育園が1つであった本町においては、保育園から認定こども園へ移行することで、特に幼稚園希望者のニーズに応えることが可能となります。そのため、町内の関係者による協議・検討を進め、平成31年4月に認定こども園へ移行しました。

今後は、教育・保育の一体的な提供体制の利点を生かし、保護者の多様なニーズに対応した教育・保育事業の推進を図っていきます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及びその推進方策

乳幼児期の発達が連續性を有すること、また幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係機関と連携して取り組みます。

また、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育給付施設等に対し必要な支援を図っていきます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携

「上砂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、地域型保育事業者との契約等の締結を町独自に求め、両者の適切な連携を担保します。

(4) 認定こども園と小学校との連携

小学校と、認定こども園との連携・交流を推進するため、情報提供の強化、支援体

制の確保を図っていきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。

第4章 子育ての分野別施策の推進

1 子育て家庭への支援

- ワーク・ライフ・バランスの実現
- 子育ての悩みや不安の解消
- 経済的負担の軽減
- 子育て関係者の研修機会の充実

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

【現 状】

平成22年8月から広報誌に「きっずインフォ」のページを、平成23年度から「子育て応援ガイド」を全戸配布することで、すべての住民に対して情報の提供を行っています。

また、各家庭におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、国や道からのポスターを掲示してPRを行っています。

【課 題】

町内の子育て期の家庭のうち、6割以上が共働き世帯となっています。共働き世帯では、父親の多くが仕事を中心とした生活を送り、母親が就労しながら子育てを行っているといった状況下にあると、女性の多くは子育てに対する負担感や孤立感が増し、子育てが困難なものとの認識が高まる恐れがあります。仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や家庭における男女の役割などの見直しを含め、各家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。

【主要施策】

1. ワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女ともに働き方の見直しを含めた啓発活動を行うとともに、仕事と子育ての両立を図るための各種制度の普及啓発・情報の提供に努めます。

- ① 国・道・関係団体と連携したポスターによるPR
- ② 広報を活用しての子育て情報の提供
- ③ 子育て応援ガイドの全戸配布

(2) 子育ての悩みや不安の解消

【現 状】

保護者同士の情報交換や集いの場として認定こども園内に「子育て支援室」を開所(月～金曜日／午前10～午後3時)するとともに、保育教諭による育児相談、を行っています。

乳幼児健診・相談では、子ども一人に1冊「こどもノート」を配布し、保健師・栄養士が月齢に応じた発育・発達を保護者が理解できるよう支援して、育児不安の軽減を図っています。健診受診率は、保護者の都合や子どもの体調不良で欠席があり、100%ではないものの、未受診の子どもは、訪問や来所相談で全員把握しています。

■乳幼児健診の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診率	87%	92%	93%	96%
未受診者把握率	100%	100%	100%	100%

訪問支援として地区担当保健師が、妊娠届時の面接から妊婦訪問、新生児訪問、乳幼児訪問等切れ目ない支援を行っています。支援の中で、関係機関との連携が必要な家庭をタイムリーに適切な関係機関につなぐことで、個別の支援から複数の支援と広がっています。

発達に心配のある児童の支援として、巡回児童相談を行っています。

■巡回児童相談支援の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
7月	2人	2人	2人	4人	3人
9月	—	2人	—	—	—
10月	3人	—	3人	—	—
2月	1人	1人	—	—	—
合 計	6人	5人	5人	4人	3人

【課 題】

少子化・核家族化の進行、近隣関係の希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能の低下が懸念されています。アンケート調査では、子育てに対して何らかの不安や負担を感じている保護者が4割を超えています。こうした悩みや不安を解消する

ために相談対応の充実はもとより、同じような年代の親子の仲間づくりを目的とした「おひさまルーム」のさらなる充実が必要です。

また、子育て親子の仲間づくりを支援し、子育ての輪を広げることで子育ての悩みや不安の解消を図っていく必要があります。

【主要施策】

1. 乳幼児健診・相談

乳幼児の月齢に応じた心身の発達・発育状況を確認するとともに、保護者に対する育児不安の早期発見、発達学習の場とし、必要な支援・指導を行います。

2. 訪問支援

初妊婦、新生児及び産婦全戸訪問、乳幼児健診未受診者、発達の遅れや障がいをもつ子ども等、養育支援が必要な家庭を対象に関係機関と連携しながら支援を行います。

3. 巡回児童相談、巡回訪問療育相談、育児相談

岩見沢児童相談所、旭川療育園等と連携し、専門家による相談体制の確保を継続します。

また、就学前の子どもの育児に関する身近な相談場所として、認定こども園ふたばでの育児相談のPR強化を図ります。

4. 地域との連携による保育事業の推進

地域住民と関係が深い社会福祉協議会と連携し「ふれあい広場」等、地域との連携による読み聞かせや交流等の事業を推進します。

5. 「おひさまルーム」の充実

保護者の子育ての悩みや不安の解消に資するよう、親子の仲間づくりを目的とした「おひさまルーム」のさらなる充実を図ります。

(3) 経済的負担の軽減

【現 状】

経済的負担の軽減を図る町の制度としては、「育児用品購入券贈呈事業」「保育園給食費主食代助成事業」「学校給食費助成事業」などがあり、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。

平成31年4月の認定こども園の開設に合わせ保育費用の特例として、本町に居住し本町の認定こども園を利用する場合は無償としました。また、認定こども園の主食代、副食代ともに無料とし保護者の負担軽減を図っています。

医療費助成については、平成26年8月からは高校生以下の医療費の全額助成を実施、町内在住の乳幼児から高校生までの保険適用となる医療費の全額助成を行っています。また、平成29年1月より奨学金制度の拡充を行い、貸付額の増額、返済期間の延長、償還免除等の改正により、子育て家庭への更なる経済的負担の軽減を図っています。

さらに、高校就学費等の助成として、町内に居住し近隣の高校に通学する子どもを育てる保護者に対し50,000円（上半期、下半期：各25,000円）を助成しており、平成30年度は上半期に42人、下半期に39人に助成しています。

なお、「小中学校修学旅行助成事業」「ことばの教室交通費助成事業」等の各種経済的負担軽減事業は引き続き実施しています。

■育児用品購入券贈呈の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生時	8人	6人	10人	9人
満1歳	14人	6人	5人	7人

■医療費助成の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	719件	829件	569件	706件
助成額	2,143千円	2,244千円	2,071千円	2,836千円

【課 題】

国内経済は緩やかな景気回復が続いているとされていますが、道内では実感できる状況には至ってはいません。また、令和元年10月からの消費税率の引き上げなどの影響や世界情勢の不確実性の高まりによる企業活動の慎重化などが懸念されていま

す。アンケートでは小学生のいる家庭の6割以上で、就学前児童のいる家庭の4割以上で、子育てに係る経済的負担の軽減を求めていました。特に母子家庭等のひとり親家庭は、平成27年の国勢調査によると18歳未満の児童のいる世帯のうち26.7%となっており、支援の継続と充実を考えていく必要があります。

【主要施策】

1. 子育て家庭の経済的支援策の推進

高校生以下の医療費全額助成事業、育児用品購入券贈呈事業等の経済的負担を軽減する事業を引き続き行なっていきます。

また、ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭等医療費助成制度や福祉資金貸付などの各種制度を活用しながら、生活全般の相談体制の充実を図ります。

2. 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化について今後も引き続き実施していきます。

3. 高校就学費等の助成

高校に進学する子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減するための助成を今後も実施していきます。

(4) 子育て関係者の研修機会の充実

【現 状】

「おひさまルーム」や「放課後子ども教室」などの子育て支援事業の運営を支えているのは、保育教諭等の専門職員のほか、子育て経験者や、ボランティアなど地域住民の方々です。

近年は、被虐待児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への対応など、以前にも増して資質の向上が求められており、研修機会の充実が重要となっています。

本町では、保育教諭の資質向上のため、研修会への積極的参加を行っています。また、平成31年4月より認定こども園等複合施設として上砂川町児童館を開設したため、認定こども園の保育教諭も児童館勤務を行っています。このため、保育教諭が、児童館関係の研修会に参加し、児童厚生員に園内研修を行っています。

子育て支援関係者への情報提供については、子育て支援窓口での広告設置や庁舎内のポスター掲示を行っています。

【課 題】

子どもたちを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を構築するとともに、各種研修会への積極的な参加による資質の向上を図る必要があります。

また人口減少が進み、子育てを支えるボランティアの新たな人材確保もままならない状況にあります。

国において、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、幼児教育・保育の質の向上のため、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めることとされましたが、現在上砂川町おりません。

【主要施策】

1. 保育教諭の各種研修会への参加奨励
2. 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の研修会への参加奨励
3. 指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の検討
4. その他子育て支援関係者への情報提供や研修会の実施

2 子どもの安全と安心の確保

- 児童虐待の防止
- 遊び場の整備と確保

(1) 児童虐待の防止

【現 状】

全国における児童相談所での児童虐待相談対応件数年々増加しています。相談対応件数の主な増加理由は、心理的虐待に係る相談対応件数の増加、警察等からの通告の増加が指摘されています。主たる虐待者は、実母が最多く、次いで、実父となっています。児童相談所に相談があった虐待件数は、あくまで児童虐待の現状の氷山の一角に過ぎないとされています。虐待により児童が死亡したとする報告も続いており、児童虐待の問題に対しては、予断が許されない状況が続いているものと考えられています。

本町では、多くの親子と出会う新生児訪問・乳幼児健診時に虐待ハイリスクの親子を早期に発見し、訪問等により育児負担を取り除くなど、子どものみならず親をも救うべく家族全体を支援しています。

また、認定こども園においては、子どもの様子から異変に気づいたことは速やかに相談につなげていくなど要保護児童に対して、児童相談所や保健所等の関係者を交えて対策について協議し、解決に向けた対応をしています。

さらに、町においては、庁舎内関係各課、児童相談所、学校、認定こども園等と連携し対応を図っています。また、令和元年度の子育て支援担当職員、要保護児童対策調整機関調整担当者研修を受講しました。

併せて、児童虐待の未然防止対策として、保護者の心身の負担や育児の孤立化を防ぐため、「おひさまルーム」を中心に保護者同士の仲間づくりや交流の促進を図っています。

■「おひさまルーム」の開催実績（参加延べ人数）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
保護者	105 人	72 人	59 人	53 人	73 人
子ども(うち乳幼児)	123 人(53 人)	72 人(7 人)	61 人(4 人)	40 人(17 人)	81 人(15 人)

注：各年度とも年間 14 回開催

【課題】

大きな社会問題となっている児童虐待は、育児の悩みを相談する人がいない、一生懸命子育てをしているのに子どもが思うように育ってくれないなど、不安を抱える中で虐待が起こってしまうという認識を持つことで、予防、早期発見と早期対応が可能になることから、少しの異変も見逃さず、適切な保護を行う体制を強化していく必要があります。

平成28年の児童福祉法改正等による児童虐待防止対策の見直しに伴い、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進するための普及啓発活動を行うこと、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化等を図ることとされました。

【主要施策】

1. 関係機関との連携の強化

複雑・多様化する児童問題の解決や児童虐待の未然防止・早期発見・解決のため、庁舎内関係各課、児童相談所、学校、認定こども園等との連携を密にし、町要保護児童対策地域協議会と児童相談所との連携により、適切な対策を進めます。

2. 仲間づくりや交流の促進

保護者的心身の負担や育児の孤立化を防ぎ、安心して楽しく育児ができるよう「おひさまルーム」を中心に仲間づくりや交流を促進するなど、地域の子育て支援の体制の強化を図ります。

3. 子どもの権利擁護

体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、乳幼児健診の場、子育て支援拠点や認定こども園、学校等を活用して普及啓発活動を行います。

(2) 遊び場の整備と確保

【現 状】

子どもたちの遊び場である児童公園は、町内に 16 か所設置されていますが、人口の減少等により、使われていない公園も多く、現在の居住実態とそぐわない状況となっています。

このため、鶴・下鶴・東鶴・鶴本町の各町整備及び危険遊具等の撤去を実施しました。

平成 31 年 4 月に開設した上砂川町児童館は遊戯室を設置しており、体を使った遊びを行える環境を確保しました。児童館には、児童厚生員と保育教諭が児童館に勤務し、常に指導員が 2 人いる環境を確保し安全対策に講じています。

【課 題】

今後も引き続き町内の児童公園の整備及び危険遊具の点検などを進める必要があります。

また、新しく開設した上砂川町児童館は、冬期間も含め年間通して利用できることから、PR 活動を推進するなど利用促進を図る必要があります。

【主要施策】

1. 児童公園の整備

児童公園については、年次計画により再編・整備と遊具の更新をしていきます。

2. 仲間づくりや交流の促進

上砂川町児童館の PR 活動を推進するととも、子どもたちが伸び伸びと過ごすことができる場となるよう環境の整備に努めます。

3 子育て家庭の健康づくり

- 母子保健対策の推進
- 食育の推進

(1) 母子保健対策の推進

【現 状】

少子化の進行、晩婚化・晩産化と未婚率の上昇、核家族化、育児の孤立化、子どもの貧困など、母子保健を取り巻く状況は変化しています。国は母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子 21（第 2 次）」を基盤に、地域における切れ目ない妊娠・出産等の支援を推進することとしています。

子ども・子育て支援に関する取組としては、「子育て世代包括支援センター」の全国展開、「新生児聴覚検査」の体制整備、退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」の実施などを推進しています。

本町では、この間、重点的な取組課題として受動喫煙防止対策の推進強化を図ってきました。妊娠中の喫煙の胎児への影響、害が浸透してきた結果として、妊娠中の喫煙率は低下しています。一方、家庭での喫煙率は、バラツキはありますが、高い状況です。家庭で喫煙している時は、受動喫煙防止について伝え、妊婦や子どもが望まない受動喫煙をしないよう理解を求めています。

将来、たばこを吸わない選択を子どもができるように、小学 5,6 年生を対象に隔年で喫煙防止教室を実施しています。

■ 喫煙率の推移（家庭は 3～4 か月児検診のアンケート）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
妊婦	30.0%	9.1%	0.0%	10.0%
家庭	70.0%	57.1%	33.3%	45.5%

歯科保健対策については、保護者に対する虫歯予防の正しい知識の普及を行うとともに、平成 22 年より保育所において年長児のフッ化物洗口を行い、平成 29 年からは年中児のフッ化洗口を行っています。

妊婦健診については、これまで 14 回のうち 6 回分の超音波検査の助成を行っていましたが、平成 29 年度以降はすべての超音波検査に助成を拡大し、妊婦の経済的負担の軽減を図っています。

予防接種については、生後 2 か月から定期接種が開始になります。町では、2 か月

訪問を行い、種類の増えた予防接種を安全に接種できるように、保護者と接種スケジュールをたて、予診票に接種間隔のシールを貼るなどの工夫をして予防接種を着実に接種できるよう支援しています。また、予防接種未接種者には、乳幼児健診や電話、訪問等で勧奨しています。

【課題】

当町の母子保健を取り巻く課題として、妊婦の喫煙率が、全国、全道より高く、妊娠中も喫煙している割合は、全国 2.7%（平成 29 年度）に対し、平成 27 年～30 年までの 4 年平均で 12.3% と高くなっています。

育児中の家庭の喫煙率は全国 37.7% に対し、本町は 51.5%（平成 27 年～30 年の 4 年平均）と高くなっています。受動喫煙の予防とともに、子どもの健康を考慮するとき、子どもたちが喫煙しない大人になることは最も大事なことであり、あわせて地域住民がたばこの害を正しく認識し、妊婦や子どもを受動喫煙から守る環境づくりの推進が重要です。

平成 29 年度における 3 歳児のむし歯のない子の割合は、全道平均 84.0%、全国平均 85.6% に対し、88.8% と高くなりました。乳幼児期のむし歯予防は各家庭の仕上げ磨きの状況や間食の与え方等に大きく影響されます。保護者がむし歯予防の正しい知識をもち実践できるよう引き続き、月齢に応じた虫歯予防の普及が必要です。

乳幼児健診等の結果から、食生活の乱れ、むし歯、ことばの発達に影響がある生活リズムに乱れのある子が多くなっている傾向があります。

【主要施策】

1. 受動喫煙防止対策の推進強化

妊婦面接、家庭訪問や乳幼児健診でタバコのリスクに関する教育・啓発の推進をしていくとともに、受動喫煙防止対策として禁煙を目的とした環境整備に取り組みます。

また、学校と連携し、喫煙防止教室を開催します。

2. 妊婦健診費用の助成

妊婦の健康管理は健やかな子どもを生み育てるための第 1 歩であり、必要回数の健診を受けるよう妊婦健診費用の助成を継続します。

3. 歯科保健対策の充実

乳幼児期のむし歯予防は、各家庭の仕上げ磨きの状況や間食の与え方等に大きく影響されます。乳幼児期には健診機会を活用し、歯科衛生士による歯科保健指導、

フッ素塗布を行うとともに、保護者がむし歯予防の正しい知識をもち実践できるよう引き続き、月齢に応じた虫歯予防の普及を図ります。

また、個別対応の限界を補う方法として、園児を対象に集団によるフッ素洗口事業を関係機関と連携し推進します。

4. 予防接種の推進

病気から子どもを守る予防接種について正しく理解し、適切な時期に必要な予防接種を受けることができるよう支援します。

5. 特定不妊治療費の助成

妊娠を考えている夫婦を支援するため、特定不妊治療を受けている人を対象に、治療費の全額助成を行います。

6. 陣痛タクシー

陣痛が起きて自宅から砂川市立病院まで安全安心に行ける体制を整え、利用料の全額助成を行います。

7. 新生児聴覚検査助成事業

先天性難聴児の早期発見のため、新生児聴覚検査費用の全額助成を行います。

(2) 食育の推進

【現 状】

急速な経済発展に伴い、生活水準が向上するとともに、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進み、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えています。国は平成28年3月に第3次食育推進基本計画を作成し、若い世代や多様な暮らしに対応した食育の推進、健康寿命の延伸につながる食育の推進をすることとしています。

本町では、子どもの頃からの生活習慣病予防を目的とした朝食メニューやおいしい野菜料理などの料理教室や親子料理教室を実施しています。

■各事業の参加者数（延人数）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
きっずキッズクッキング	64人	73人	48人	35人
親子食育料理教室	15人	17人	18人	20人
こどもクッキング	15人			
若者食育教室		10人	11人	20人
食育講演会				148人
ボランティア（食生活改善推進員）	24人	20人	21人	27人

その他、朝食普及事業について、「朝ご飯ぬりえカレンダー」の取り組み率は園児が70%、小学生が53%で延べ269人が取り組んでおり、朝ごはんを意識し摂取の動機づけを図っています。

毎月19日（食育の日）に園児の好き嫌いや食べ方を把握し、園児の給食の様子から保育教諭と相談し、年に3～4回園児に対し栄養教育を実施しています。

学校と連携した食育の推進については、平成30年から3年間の実施予定で小学4年生～中学生を対象に「食育講演会」を総合学習とタイアップして実施しています。

【課 題】

成人期のメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）や糖尿病、がんなどの生活習慣病が大きな健康課題となっています。

生涯を通して健康で心身ともに豊かな生活を送るために、子どもの頃から望ましい食習慣や生活習慣の基礎を身につけることが重要です。

このため、健康づくりの基盤である「食」に焦点をあて、生活リズムの改善と適正体重維持を視野に入れながら関係機関と連携し、地域ぐるみで食育を年代別に推進していくことが必要です。

本町においては、小中学生の朝食欠食率は全道、全国よりも高い状況が続いています。また小中学生の肥満傾向児が全国より多く特に男子が高率な年が多い状況です。

【主要施策】

1. きっずクッキング（園児）

認定こども園の園児を対象に園で育てた食材を用いて自分で給食を作る体験を通して食べ物に关心を持つ機会を提供します。

2. きっずクッキング（小学生）

小学生を対象に調理実習を通して肥満予防、朝食摂取について学習機会を提供していきます。

3. 朝食普及事業

認定こども園の園児と、小学校1～3年生を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち」をスローガンに毎年6月、朝ご飯ぬりえカレンダーを配布し、朝食摂取の動機づけを図ります。

4. 食育の日事業

毎月19日（食育の日）に園児の好き嫌いや食べ方を把握し、実態から見える課題について保育教諭と相談し、園児に対し栄養教育を実施するとともに、保護者に対しては、情報発信を行います。

5. 学校との連携

小学4年生～中学生を対象に「食育講演会」を総合学習とタイアップして実施していきます。

また、認定こども園と小学校においては、望ましい食習慣の定着を促すために、栄養教諭等との連携を強めます。

4 子育て・子育ち支援の推進

- 仕事と子育ての両立の推進
- 児童館事業の充実
- 放課後児童の健全育成
- 子育ち環境の整備

(1) 仕事と子育ての両立の推進

【現 状】

子どもを育てながら働き続けることを希望しても、それができない要因の一つとして、仕事と子育てを両立しやすい環境が十分に整備されていないことが上げられます。

妊娠・出産を機に仕事と子育ての二者択一を迫られたり、いったん離職すると、パート・アルバイトに比べ、常勤での再就職は少なかつたりといったことが指摘されています。

子育て期にある男性においては、長時間労働や休暇が取りづらいといった仕事優先の働き方により、家事や育児の時間が十分に確保できないという問題があります。

育児休業の取得状況について、アンケート調査によると、母親は「働いていなかった」が6割超え、「取得した」とする回答は3割強で、全国（平成30年度雇用均等基本調査）の8割強に比べ低くなっています。父親については、「取得していない」が7割近くで、取得した人の割合は0%となっており、こちらも全国の約6%を下回っています。

本町では、広報や年1回発行の「子育て応援ガイド」を活用して、国や道から両立支援施策をPRしています。

【課 題】

国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少や育児介護との両立など働く人のニーズの多様化などの状況に直面しているとし、「働き方改革」を進めています。

働き方改革では、法改正による時間外労働の上限規制の導入などによる長時間労働の是正や、正社員の時給換算賃金が約6割にとどまるなどの非正規（労働者全体の約4割）と正社員の格差是正に取り組んでいます。これは、大企業だけではなく、中小企業においても、「有給休暇年5日取得」「時間外労働の上限」「同一労働同一賃金」が平成31年4月から順次施行されています。

このため、本町においても引き続き子どもを育てながら働き続けることができるよ

う、事業主への働きかけや、社会・地域における意識改革が求められています。

【主要施策】

1. 広報・啓発、情報提供の推進

国、道、関係団体と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制整備、広報・啓発、情報提供等を推進します。

(2) 児童館事業の充実

【現 状】

平成 23 年度から児童館利用者の帰宅時間や方法、緊急時の連絡先などを把握することで、安全対策を講じてきました。

また、平成 24 年度からは、体を使った遊びを導入するために複合施設のホールを週 2~3 回程度借り、その時間帯に指導員を 1 名増員することで、安全対策を講じています。

平成 30 年までは、遊戯室・図書室・週 2~3 程度のホール遊びでしたが、平成 31 年 4 月に開設した上砂川町児童館は図書室・創作活動室・遊戯室・集会室を完備することにより遊びの幅が広がりました。特に、遊戯室を設置したことで、体を使った遊びを行える環境を確保できました。児童館には、児童厚生員と保育教諭が勤務し、常に指導員が 2 人いる環境を確保し安全対策に講じています。

【課 題】

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や社会性の発達などに影響があるため、放課後や休日に児童が自主的に参加し、自由に遊んで過ごすことのできる居場所づくりが求められます。

アンケート調査の結果でも保護者の 6 割近くが放課後の過ごし場所として児童館を選択しており、今後も引き続き内容の充実に努めていくことが必要です。

【主要施策】

1. 健全な遊びの指導や内容の充実

子どもの健康を増進し、情操を豊かにするために、健全な遊びの指導や内容の充実を図ります。また、帰宅等に際する安全についても引き続き確保します。

(3) 放課後児童の健全育成

【現 状】

小学生を対象に、平成 27 年度から 30 年度は、子どもたちの創造力を育むことを目的とした絵本読み聞かせやものづくり体験を月 1 回程度実施しました。平成 31 年度からは、「キッズ体験くらぶ事業」に集約し、ものづくり体験を中心に実施しています。

英語指導助手による遊びを通して異国の人や文化、ことばに親しむ「グッドいんぐりっしゅ」も、平成 31 年度からは「キッズ体験くらぶ事業」に集約して実施しており、キッズ体験くらぶでは、町外施設見学も含め様々な体験活動を行っています。

認定こども園については、4・5 歳児を対象に、英語指導助手と遊びを通して楽しく英語に触れ、外国の文化や言葉への興味・関心を育むため、「英語で遊ぼう！」事業として月 1 回程度実施しています。

放課後の子どもたちの活動拠点（居場所）を提供するため、「放課後子ども教室」として、中央小学校体育館でスポーツ（バトミントン）の指導を行っており、全体で 25 人程度の子どもたちが登録しています。

【課 題】

「キッズ体験くらぶ事業」においては、子どもたちのニーズに応じたプログラム構成となるよう努める必要があります。

英語指導助手については、現在認定こども園での「英語で遊ぼう！」事業と小学生対象の「英会話教室」がありますが、今後も一歩進んで英会話力につけるような事業も検討していく必要があります。

核家族化、少子化の進行や、共働き世帯の増加など保護者の就労形態の多様化により、児童が放課後等に安心して活動できる場の確保が求められています。今後も子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを学校や地域の協力を得ながら進める必要があります。

一方、放課後子ども教室については、指導者の高齢化により担い手の確保が困難となっています。このため、指導者の確保や養成に取り組むことが必要となっています。

【主要施策】

1. キッズ体験くらぶ事業

子どもたちの居場所の確保とともに、子どもたちのものづくりへの興味と関心を高め、創造力を育むため、「キッズ体験くらぶ事業」を継続実施します。

2. キッズ体験くらぶ事業（英会話教室）

子どもたちの多文化共生の力を育むため、英語指導助手による放課後や長期休業時等における英会話教室等を引き続き実施します。

また、認定こども園においては月1回程度実施します。

3. 放課後子ども教室の継続実施

放課後の子どもたちの活動拠点（居場所）を提供する放課後子ども教室推進事業を引き続き実施します。

(4) 子育ち環境の整備

【現 状】

小中学生の職業教育として「学び応援事業」を実施しており、小学校では、6年生が赤平市の植松電気において会社専務からの講演、ロケット製作・打ち上げを体験しました。中学校では、コンサドーレ札幌管理栄養士の講演、食に関する「知識」と「選択する力」などについて学習しました。

【課 題】

子どもたちの学力向上には、家庭での学習環境の確保も重要ですが、共働き等により子どもたちの帰宅後の学習環境が整わない状況も想定されることから、本町では「公設学習塾」や「小学生夏休み合宿ゼミ」を実施し、児童・生徒に参加を呼び掛けていますが、参加人数の増加につながらない状況にあります。

【主要施策】

1. 学び応援事業の継続実施

小中学生への職業教育講演会を実施するとともに専門的な職業の現場見学を引き続き実施します。

2. 公設学習塾の継続実施

小学校4～6年生を対象に国語と算数、中学校全学年を対象に英語と数学について、民間の講師による学習塾を開設することで学力向上対策を引き続き実施します。

3. 小学生夏休み合宿ゼミの実施

小学校4～6年生を対象に、民間学習塾講師と大学生サポート補助員により、夏休み期間1泊2日で集中的に学習することを目的とした、学力向上対策を引き続き実施します。

4. 小学校就学予定児童保護者家庭学習説明会

就学児健診に同伴した保護者を対象に、健診の待ち時間を活用し、空知教育局の職員を講師に招き生活リズムや必要性を説明することで、家庭での学習習慣の定着を図ります。

第5章 子どもの未来応援事業（子どもの貧困対策）

1 子どもの貧困対策について

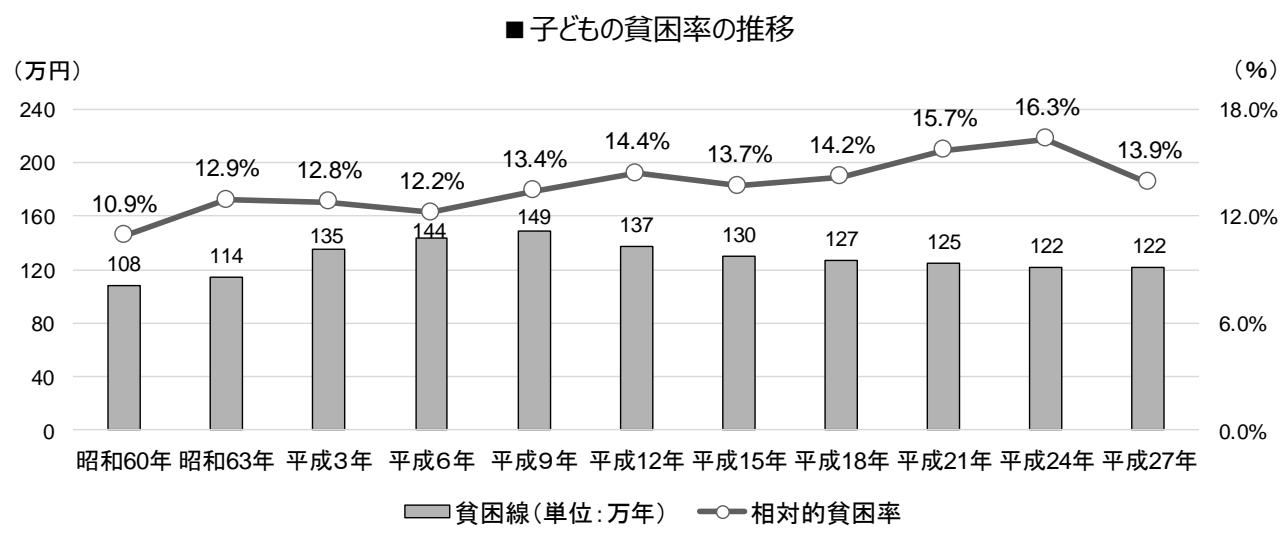
国では、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成26（2014）年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進しています。

2 子どもの貧困の状況

わが国における「子どもの貧困」は「相対的貧困」のことをさします。相対的貧困とは、国民の年間所得（可処分所得：収入などから税金や社会保障費などを引いた金額）を子どもも含めて家族一人一人の所得を仮に計算し、順番に並べた時の真ん中の値（中央値）の半額（貧困線）に満たない人の割合のことです。厚生労働省の国民生活基礎調査（平成28年）によると、平成27年の日本の子どもの貧困率は13.9%であり、子どもの7人に1人が貧困の状況におかれていることになります。

また、ひとり親家庭においては、貧困率が50.8%となり、ひとり親家庭の半数が貧困という厳しい状況にあるとされています。

平成27年時点では等価可処分所得の中央値は245万円であり、この半分となる122万円未満の可処分所得の人が相対的貧困層となります。

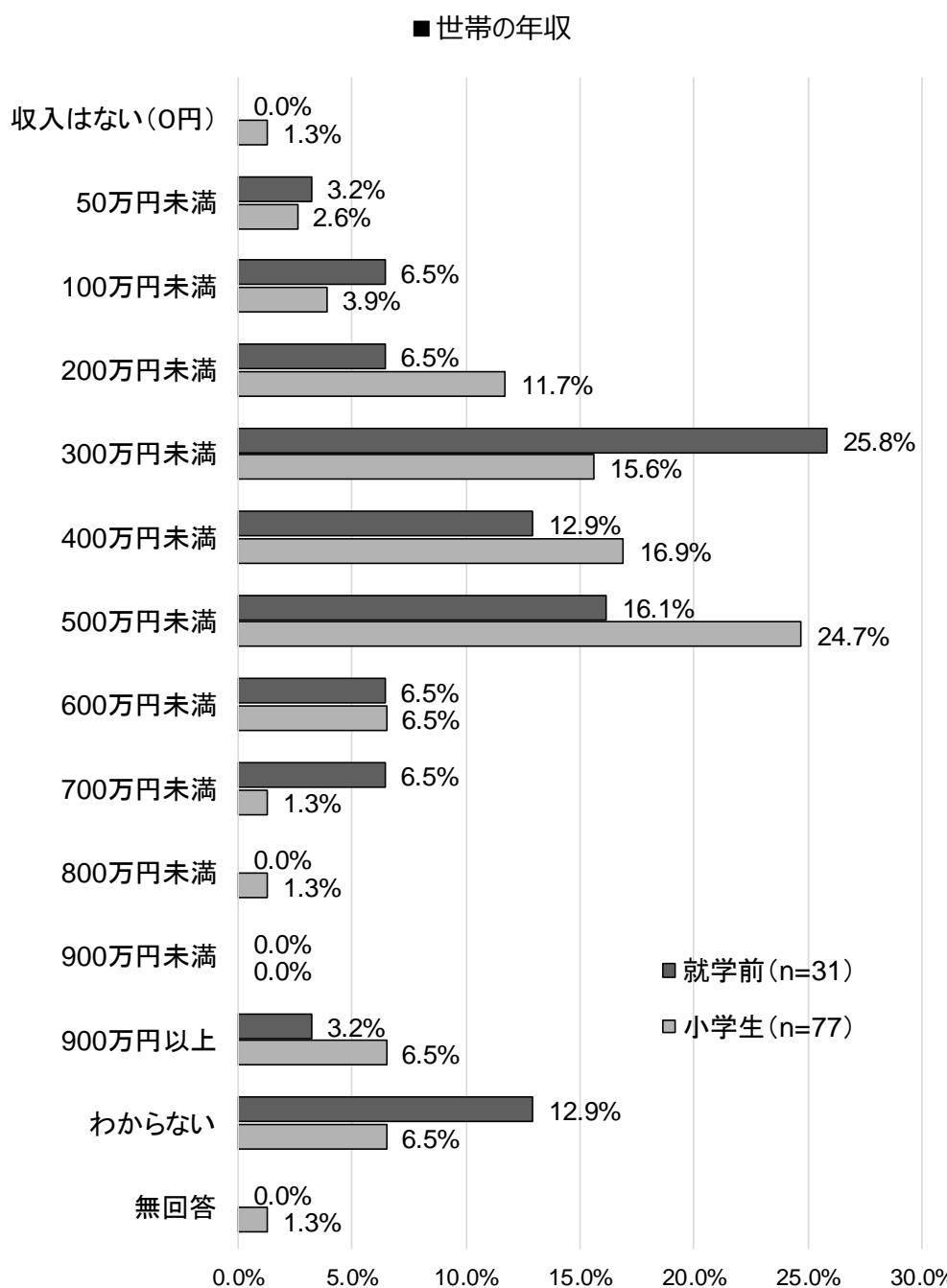


3 本町の状況

(1) 世帯の年収

子育て世帯の年収について、アンケート調査で年収 100 万円未満（0～100 万円未満の合計）の世帯の割合は、就学前児童のいる世帯が 9.7%、小学生のいる世帯が 7.8% となっています。

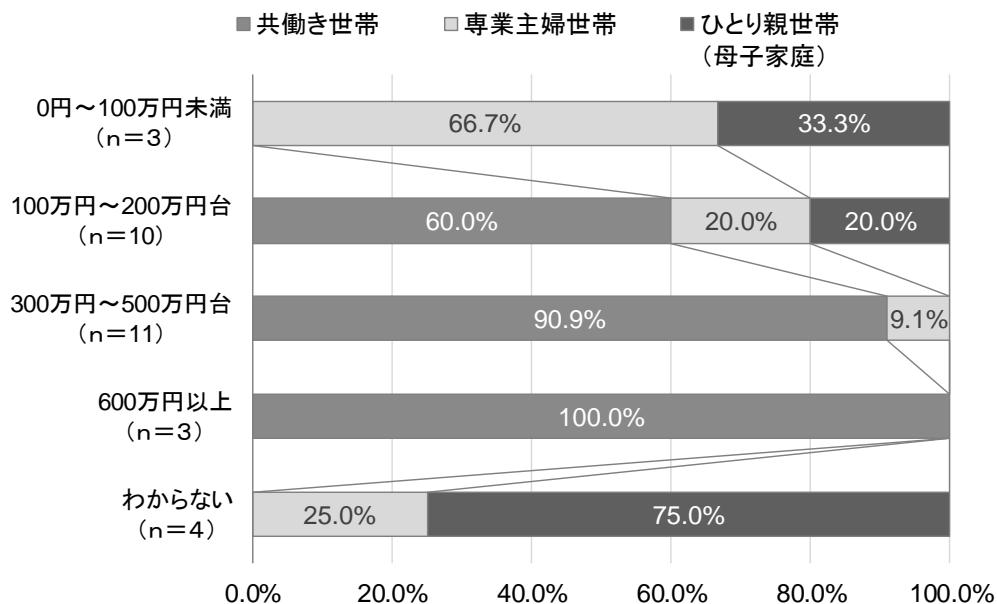
年収 200 万円未満（0～200 万円未満の合計）は、就学前の児童のいる世帯が 16.2%、小学生のいる世帯が 19.5% となっています。



(2) 世帯の年収と就労等状況（就学前）

世帯の年収別にみた就労等状況について、就学前児童のいる世帯では、年収が300万円未満（0～200万円台の合計）の世帯では、「ひとり親世帯（母子世帯）」の割合が高く、年収300万円以上の世帯では、「共働き世帯」の割合が高くなっています。

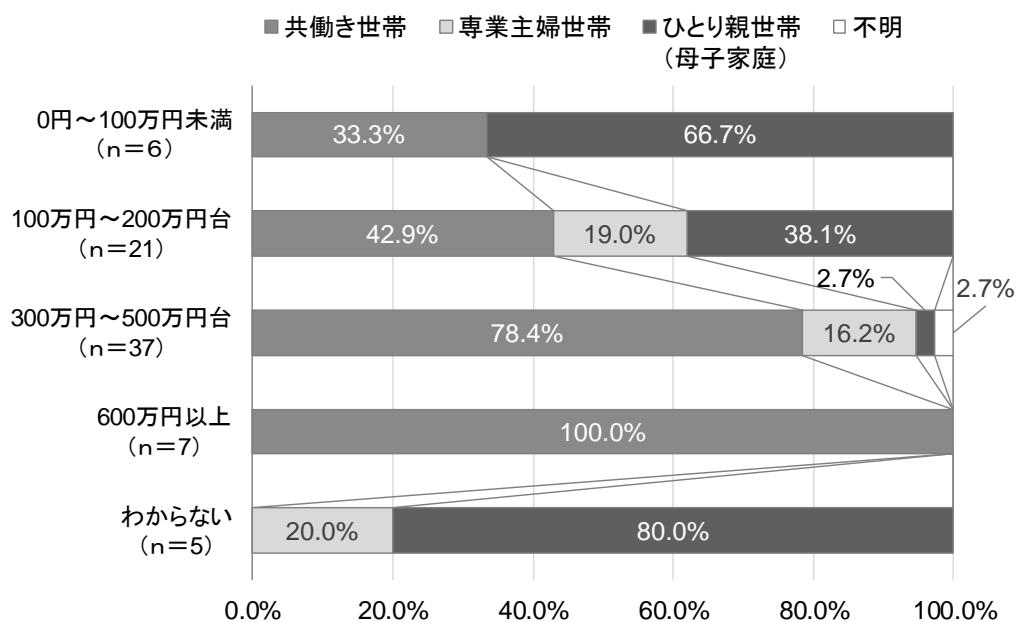
■世帯の年収別にみた就労等状況（就学前）



(3) 世帯の年収と就労等状況（小学生）

世帯の年収別にみた就労等状況について、小学生の児童のいる世帯では、年収が300万円未満（0～200万円台の合計）の世帯では、「ひとり親世帯（母子世帯）」の割合が高く、年収300万円以上の世帯では、「共働き世帯」の割合が高くなっています。

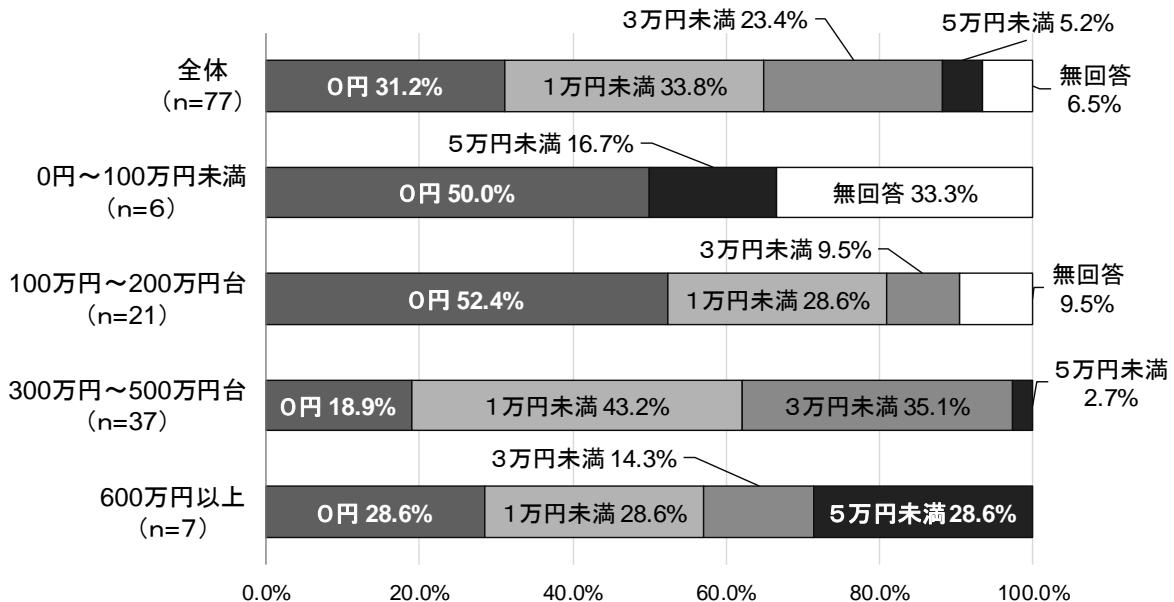
■世帯の年収別にみた就労等状況（就学前）



(4) 世帯の年収別にみた塾・習い事にかかるお金の状況（小学生）

世帯の年収別にみた学校以外にかかるお金（塾・習い事・通信教育・スポーツ少年団など）の状況については、年収が300万円未満（0～200万円台の合計）の世帯では、「0円」の割合が高く、年収300万円以上の世帯では、「0円」の割合が低くなっています。

■世帯の年収別にみた塾・習い事等にかかるお金の状況（小学生）



4 本町の子どもの未来応援事業（子どもの貧困対策）

本町における子ども・子育て支援等の施策・事業のうち、子どもの未来応援（子どもの貧困対策）につながる事業について、とりまとめると以下の通りです。

今後もこれら施策・事業を継続実施するとともに、必要に応じて子どもの未来応援となる新規の施策・事業について検討し、実施していくこととします。

（1）相談対応と支援の推進

各種相談対応において、経済的困難を抱えるまたは困難な状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対し、各種制度に結び付けていくための支援に努めるとともに、心配ごとや不安の解消に向けて、関係機関と連携して相談対応の充実に努めます。

施策・事業名	内 容	担当課・係
ママの歯科検診・相談	歯科医師による無料歯科検診を乳幼児健診時に併せて行います。	福祉課 保健予防係
乳幼児相談・健診	奇数月第2火曜日に乳幼児相談・健診を実施します。	福祉課 保健予防係
子育て相談(キッズとママのもしもレコーナー)	毎月第4木曜日午後1時半から4時の間、町民センター内健康相談室にて保健師・栄養士による子育て相談を実施します。	福祉課 保健予防係
育児相談	認定こども園で、毎日午後3時から4時30分（土日祝祭日、年末年始を除く）育児相談を行います。	認定こども園
巡回児童相談	子どもの養育・発達・しつけ・不登校・非行・心身の障がいなどの不安・心配に対応する巡回児童相談を年1回実施します。	福祉課 子育て支援係

（2）保育・教育支援の推進

本町では、世帯の経済的状況にかかわらず、すべての子どもが安心して保育・教育を受けられるよう、また、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで、切れ目なく各段階に応じたきめ細やかな支援を行っています。

施策・事業名	内 容	担当課・係
保育費用	保育費用を入園児全員無料とし、子育て家庭を応援します。	認定こども園

施策・事業名	内 容	担当課・係
給食費無料化	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費を無料としています。	認定こども園
公設学習塾開設	小学校4～6年生を対象に国語と算数、中学校全学年を対象に英語と数学について、民間の講師による学習塾を開設することで学力向上対策を引き続き実施します。	教育委員会 学務係
小学校夏休み合宿ゼミ	小学4年生～6年生を対象に、夏休み期間に、民間学習塾の講師を招いて1泊2日の夏休み合宿ゼミを実施します。	教育委員会 学務係
就学援助	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用用品、給食費、歯科医療費、体育実技用具費（キー）、修学旅行費を扶助します。	教育委員会 学務係
ことばの教室の交通費助成	ことばの教室へ通う児童に対し、交通費を助成します。	教育委員会 学務係
小中学生各種検定料助成	小学生は漢字検定、中学生は漢字検定と英語検定の選択方式で、検定受験料を助成します。	教育委員会 学務係
小中学校教材費助成	各学校の保護者負担を要する教材費を半額助成し、保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係
学校教育の推進に伴う費用の負担と補助	学校教育の推進に伴う費用の負担と補助として「キー授業バス借上、リフト代」「中学校部活動各種大会参加費補助」「学校健康会負担金」に町費を充てて保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係
学校給食費助成	児童生徒の給食費を半額助成し、保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係
学校給食加工賃等助成	給食にかかるパンと米飯の加工賃を助成し、保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係
小学校修学旅行助成	修学旅行に係るバス借上料、高速道路使用料を全額助成します。	教育委員会 学務係
中学校修学旅行助成	上砂川町の母村である福井県鶴地区への修学旅行費の一部を助成します。	教育委員会 学務係
奨学資金の貸付	高校に進学する際は月額最大1万円を、大学等の場合は同5万円を、また、入学奨学金として最大50万円までの貸付を無利子で行います。	教育委員会 学務係
高校就学費等助成	高校に進学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するために年間5万円の助成を行います。	教育委員会 学務係
小中学校卒業アルバム助成	卒業アルバム購入代金の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係

(3) 医療費助成等の推進

本町では、世帯の経済的状況によって、必要な医療等が受けられないということがないよう、各種医療費助成を行うとともに、保健対策を推進し、子どもの健やかな育成を支援しています。

施策・事業名	内 容	担当課・係
特定不妊治療費助成	本町では、特定不妊治療を受けている人を対象に、治療費の全額助成を行います。	福祉課 保健予防係
養育医療給付	入院を必要とする重症未熟児の養育に必要な医療給付を行います。給付期間は満1歳の誕生日前日までとしています。	住民課 医療保険係
高校生以下医療費助成	町内に在住する高校3年生以下の乳児、幼児、児童の受診者自己負担を助成する制度です。医療機関において受診した場合、その医療費の自己負担を全額助成します。	住民課 医療保険係
ひとり親家庭等医療事業	①ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子、②両親の死亡・行方不明等により、他の家庭で扶養されている20歳未満の子を対象に、親の入院・外来、子どもの入院・外来の医療費（医療保険適用分）について助成します。	住民課 医療保険係
重度心身障害者医療事業	①身障手帳1・2・3級（3級：内部疾患、ヒト免疫不全）を持っている人、②療育手帳（A判定）、重度の知的障害者と診断（判定）された人、③精神保健福祉手帳1級を持っている人（外来のみ助成）を対象に医療費を助成します。	住民課 医療保険係
乳幼児等医療事業	①就学前の乳幼児、②小学生（入院医療のみ※所得制限有り）を対象に、医療費を助成します。	住民課 医療保険係
インフルエンザワクチン接種費用助成	町独自事業で高校生以下・妊婦に対して費用を全額助成します。	福祉課 保健予防係
各種予防接種の推進	生後2か月から始まる各種予防接種について、病気から子どもを守る予防接種について正しく理解し、適切な時期に必要な予防接種を受けることができるよう個別通知や広報によるPRとともに、保護者と接種スケジュールと一緒にたてるなどの支援を行います。	福祉課 保健予防係
子どもの生活習慣病予防健診	子どもの生活習慣病予防に向けて、小学5年生から中学3年生を対象に、健康診断を行います。	福祉課 保健予防係

(4) 経済的支援と子育てサポートの推進

子育て世帯の経済的負担の軽減と子育てサポートの推進を図ります。

施策・事業名	内 容	担当課・係
児童手当	中学生までの子どものいる保護者に年3回（4か月分ずつ）児童手当が支給されます。	福祉課 子育て支援係
児童扶養手当	ひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進するため、父母の一方または両方がいない 18 歳未満の子どもがいる人に、所得、扶養人数に応じて手当が支給されます。	福祉課 子育て支援係
特別児童扶養手当	心身に障がいのある 20 歳未満の児童の福祉増進を図る目的で、要件を満たしている人に手当が支給されます。	福祉課 子育て支援係
障がい児福祉手当	20 歳未満で心身に重度の障がいがあるために日常生活において常時介護を必要とする在宅の人に手当が支給されます。	福祉課 福祉係
チャイルドシートの貸し出し	保護者の負担の軽減と子どもの安全を確保するため、チャイルドシートの貸し出しを行います。	住民課 生活環境係

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、学校、企業（事業所）、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

2 計画の推進

社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、迅速な対応に努めています。

3 計画の点検評価

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。

なお、進捗状況や情勢が変化した場合は、改善を図るなど施策の見直しを行い、必要に応じて計画を変更していきます。

参考資料

1 上砂川町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月(日)	事項
令和元年9月	第1回子育て支援ネットワーク会議
令和元年9月	「第2期 子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査の実施
令和2年1月	第2回子育て支援ネットワーク会議
令和2年3月	第2期計画策定

2 子育て支援ネットワーク会議委員名簿及び要綱

役職	氏名	所属団体等
委員	笹木笑子	学識経験者
	高松淳美	認定こども園ふたば保護者の会会長
	高橋尚志	中央小学校PTA会長
	佐藤祈	中央小学校教頭
	鈴木道明	子ども会育成連絡協議会監査
	與田博美	民生児童委員協議会主任児童委員（平成31年4月1日から令和元年11月30日まで）
	佐藤貴子	民生児童委員協議会主任児童委員（令和元年12月1日～）
	佐藤智恵美	民生児童委員協議会主任児童委員（令和元年12月1日～）
	関不二夫	老人クラブ連合会会长
	荒木初江	食生活改善推進委員会会长
府内委員	斎藤琢也	教育委員会教育次長
	林孔美	福祉課主幹（保健予防）
	木村敦子	福祉課主幹（認定こども園園長）
	谷口由紀子	栄養指導担当係長

	谷 祯 規	教育委員会学務係長
事務局	山崎 数浩	福祉課長
	齊藤 弥生	子育て支援係長
	野口 翔太	子育て支援係

令和元年度改選～任期2年とし、後任者は前任者の残任期間

上砂川町子育て支援ネットワーク会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子育て関係者から広く意見を聴取しながら、地域住民と行政連携して安心して子どもを産み育てやすい環境をつくることを目的として、上砂川町子育て支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について活動する。

- (1) 子育て支援に関する情報交換、調査
- (2) 相互援助による子育て支援の検討、実施
- (3) 子育て支援に関する事業の推進
- (4) 子育てに関わる計画の審議
- (5) その他、子ども及び子育て支援に関すること

(組織等)

第3条 ネットワーク会議は、子どもの保護者、子育て支援に関する事業に従事している者、子育てに関し学識経験のある者で、別表1に掲げる関係機関・団体等から推薦された者及び別表2に掲げる関係課・係から構成される庁舎委員をもって組織する。

2 ネットワーク会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選出する。

3 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 学識経験者及び団体等は、必要に応じ追加・変更することが出来る。

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 ネットワーク会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開く事ができない。

3 ネットワーク会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞く事ができる。

(庶務)

第5条 ネットワーク会議の庶務は、福祉課子育て支援係が行う。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成23年4月28日から適用する。

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。